

一般定期健康診断等業務における民間競争入札
実施要項（案）

＜平成 26 年度＞

平成 26 年 月
林 野 庁

目次

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項	・ ・ ・ ・ 1
1.1 対象公共サービスの内容	
1.2 事業の質の設定	
1.3 モニタリング方法	
1.4 請負金及び部分払金の支払い方法	
1.5 費用負担等に関するその他の留意事項	
2 事業期間に関する事項	・ ・ ・ ・ 11
3 入札参加資格に関する事項	・ ・ ・ ・ 11
4 入札に参加する者の募集に関する事項	・ ・ ・ ・ 12
5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の 対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	・ ・ ・ ・ 14
6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する 事項	・ ・ ・ ・ 15
7 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	・ ・ ・ ・ 15
8 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関 等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な 措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約 により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	・ ・ ・ ・ 15
9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加 えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負う べき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が該当損害の賠償の 責に任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	・ ・ ・ ・ 18
10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	・ ・ ・ ・ 19
11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ 19

別表 1	民間競争入札対象箇所等一覧	・ ・ ・ ・ 21
別表 2－1	関東森林管理局一般定期健康診断の検査要領	・ ・ ・ ・ 22
別表 2－2	関東森林管理局特別定期健康診断（振動機械）の検査要領	・ ・ ・ ・ 30
別表 2－3	関東森林管理局特別定期健康診断（自動車等）の検査要領	・ ・ ・ ・ 46
別表 2－4	関東森林管理局運動機能検査要領	・ ・ ・ ・ 47
別表 2－5	特記仕様書	・ ・ ・ ・ 50
別表 2－6	人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持） 指導区分及び事後措置の基準（第23条、24条関係）	別表第 4 ・ ・ ・ ・ 51
別表 3	計画書（本局ほか）	・ ・ ・ ・ 52
別表 4	提案書評価基準書	・ ・ ・ ・ 57
別表 5	従来の実施状況に関する情報	・ ・ ・ ・ 58
別表 6	実施状況調査表	・ ・ ・ ・ 68

一般定期健康診断等業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般の不断の見直しを行い、その実施において、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、林野庁は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか。以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの内容

本業務については、人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）、「人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）の運用について」（昭和62年12月25日付け職福－691）、「農林水産省職員健康安全管理規程」（平成15年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号）、「農林水産省職員健康安全管理規程の運用について」（昭和49年2月12日付け48厚第1440号）によるほか、「一般定期健康診断等について」（平成25年3月25日付け24林国職第206号林野庁職員・厚生課長通知）、「振動機械を使用する職員の健康診断について」（平成25年3月26日付け24林国職第207号林野庁職員・厚生課長通知）に基づき、一般定期健康診断等を適時・適切に実施することにより、病気の早期発見、早期治療のみならず、職員自らが検査結果を有効に活用することにより生活習慣の改善を促し、病気を予防するものである。このことを踏まえ、以下のとおり、本業務の内容を定めるものとする。

(1) 対象箇所

本業務の対象箇所は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）に基づき関東森林管理局の本局等とし、別表1「民間競争入札対象箇所等一覧」のとおりとする。

(2) 対象業務の内容

上記(1)の対象箇所において以下の業務を一体的に実施するものとする。

1) 本業務全体の企画立案及び進行管理等

一般定期健康診断、特別定期健康診断及び運動機能検査の各業務について企画立案を行い、関東森林管理局の本局等との総合的な調整・有機的連携を図りながら、業務全体を適切に進行管理する。

なお、一般定期健康診断の実施時期は、原則、本業務開始月から9月までの間（以下「春期」という。）に1回とし、運動機能検査は、原則、10月から翌年の3月までの間（以下「秋期」という。）に1回とする。特別定期健康診断（振動機械、自動車等）の実施時期は、6か月に1回とし、原則、春期に1回及び秋期に1回の年2回とする。

2) 一般定期健康診断

別表2－1「関東森林管理局一般定期健康診断の検査要領」及び別表2－5「特記仕様書」に示す項目について実施する。

3) 特別定期健康診断

別表2－2「関東森林管理局特別定期健康診断（振動機械）の検査要領」及び別表2－3「関東森林管理局特別定期健康診断（自動車等）の検査要領」に示す項目について実施する。

4) 運動機能検査

別表2－4「関東森林管理局運動機能検査要領」に示す項目について実施する。

1.2 事業の質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき事業の質は、以下のとおりとするほか、関東森

林管理局の本局が示す入札公告及び入札説明資料（別冊の契約書案・約款、入札書、誓約書等（以下「入札説明資料」という。）によるものとする。

(1) 本業務全体の企画立案及び進行管理等

1) 対象箇所に係る本業務について、病気の早期発見、早期治療のみならず、職員自らが検査結果を有効に活用することにより生活習慣の改善を促し、病気を予防する観点から業務の実施方法が企画されること。

2) 本業務の適切な進行管理が行われ、実施時期の遅れ、実施漏れがないこと。また、効率的な実施のための関東森林管理局の本局等からの問合せ等に迅速に対応するなど配慮がなされていること。

(2) 一般定期健康診断

1) 一般定期健康診断は、別表 2－1「関東森林管理局一般定期健康診断の検査要領」に基づき実施する。

2) 検査受診者数及び検査実施場所

① 検査受診予定者数

検査受診予定者数は、別表 3「計画書（本局ほか）」のとおり。

検査は、別表 1「民間競争入札対象箇所等一覧」の一般定期健康診断等実施場所単位（以下「検査実施場所単位」という。）で実施する。

なお、検査実施場所単位ごとの検査指定日に受診ができなかった者については、近接する検査実施場所の検査指定日に受診可能な場合に限り、振り替えての検査を実施する（毎年20名程度の実績）。

② 検査実施場所

別表 1「民間競争入札対象箇所等一覧」のとおり。

検査の会場については、関東森林管理局の本局等の庁舎会議室等は無償で貸与する。

なお、検査の結果、さらに精密な検査が必要と診断された者については、本実施要項に基づく契約によらずに別途、医療機関での検査を基本に調整する。

3) 検査結果の納入期限及び納入場所

① 納入期限

検査結果は、検査実施場所単位ごとに、全ての者の検査終了後 1 ヶ月以内に納入すること。

② 納入場所

検査結果は、関東森林管理局の本局にあっては総務課に、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所にあっては総務グループに、東京事務所にあっては連絡調整官に、森林技術・支援センターにあっては企画係に納入する。

4) 検査実施方法

① 検査の実施期間は、契約の日から契約年度の 3 月末日までの間とし、具体の期間は入札説明資料において示す。

検査の実施日数は、春期に本実施要項 1 の 1.2(3) 特別定期健康診断と併せて茨城森林管理署にあっては 3 日、関東森林管理局の本局、磐城森林管理署及び利根沼田森林管理署にあっては 2 日とし、その他の森林管理署、森林管理署支署、森

林管理事務所、東京事務所及び森林技術・支援センターにあっては検査実施場所単位ごとに1日とする。

検査の実施時間は8時30分から11時40分及び13時10分から16時00分までとする。

ただし、実施時間内で各検査場所の受診者全員が受診終了となった場合は、この限りではない。

- ② 胸部及び胃部のレントゲン撮影を行うレントゲン車については、胃部2台（胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの）のレントゲン車（高さ3.5mまで）とする。

- ③ 検査に必要な検体容器、検査機器等は民間事業者の負担とする。

検査に必要な設備等は民間事業者が設置することとし、検査終了後速やかに現状に戻すこととする。

- ④ 検査時に使用する受診票については、民間事業者がその費用を負担の上で作成する。

受診票の作成に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に本業務の発注担当者（関東森林管理局総務企画部総務課安全衛生係。以下「発注担当者」という。）から提出を受ける。

- ⑤ 検査の際には、民間事業者が受付責任者及び案内係を配置する。

受付責任者は、受付業務や全体の進行管理を行い、案内係は検査の待ち時間等を考慮し受診者を適切に案内する等滞りなく受診できるよう配慮すること。

5) その他

① 検査体制

ア スタッフ等について

別表3「計画書（本局ほか）」に示す検査予定者数について、1日当たり、検査を効率的に行うため必要な医師、看護師、臨床検査技師、放射線技師、その他必要に応じた人員を派遣すること。

また、責任者と案内係等の役割分担を明確にするとともに、検査実施場所及び受診者数に応じ業務従事者を適切に配置すること。また、関東森林管理局の本局等との連絡体制を整えること。

イ 採血について

採血担当者には、採血のできる資格を有する者であって採血能力に優れた者を充てること。

ウ レントゲンの撮影・読影について

レントゲンの撮影は、資格を有する放射線技師が行うものとし、診断の際の読影は、経験を有する専門医により行うものとする。

- ② 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について

受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢の基準日は、契約年度の4月1日現在とする。

- ③ 受診票及び検体容器等について

受診票の様式等については、別途本業務の発注担当者と協議し決定することとする。

職員に配布する氏名、生年月日等記載済みの受診票及び検体容器等については、検査予定日の2週間前までに検査実施場所単位に仕分けし、本業務の実施担当者（関東森林管理局の本局にあっては総務企画部総務課安全衛生係、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所にあっては主任事務管理官、東京事務所にあっては連絡調整官、森林技術・支援センターにあっては企画係。以下「実施担当者」という。）へ提出すること。

④ 検査結果の報告について

- ア 検査の結果をとりまとめた検査結果表は、2部作成し検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出するとともに、健康診断一覧表及び有所見者一覧表を各1部本業務の実施担当者へ提出すること。また、受診票及び問診票（別途、関東森林管理局の本局等から職員へ配布。以下同じ。）についても提出すること。
 - イ 検査結果表については、前年度等の検査データを検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。
 - ウ 腹囲、BMI、血液検査、血圧等メタボリックシンドロームに関わる検査結果表を別様に作成し、検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出すること。
 - エ 検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受けた前年度等の検査データと同様に当年度分の検査データを作成し、本業務の実施担当者へCD-R等で提出すること。
 - オ 緊急に精密検査や治療を要する検査所見があった場合は、速やかに検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者に連絡し、その指示に従うこと。
 - カ 胸部・胃部レントゲン及び眼底のフィルム並びに心電図については、指導区分該当者（人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の別表第4「指導区分及び事後措置の基準（第23条、第24条関係）」の該当者（別表2-6）。以下同じ。）及び要精密検査該当者（検査の結果、さらに精密な検査が必要と診断された者。以下同じ。）分を抽出し、該当者名を記した上で、検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出すること。また、残りの胸部・胃部及び眼底のフィルムについては、受注者が5年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。5年経過したフィルムは速やかに廃棄すること。
 - キ 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので、対応すること。
- ⑤ 本実施要項及び入札説明資料に定めのない事項については、本業務の発注担当者と必要に応じて打ち合わせること。

(3) 特別定期健康診断

- 1) 特別定期健康診断は、別表2-2「関東森林管理局特別定期健康診断（振動機械）の検査要領」及び別表2-3「関東森林管理局特別定期健康診断（自動車等）の検査要領」に基づき実施する。
- 2) 検査受診者数及び検査実施場所
 - ① 検査受診予定者数
検査受診予定者数は、別表3「計画書（本局ほか）」のとおり。
検査は、検査実施場所単位で実施する。
なお、検査実施場所単位ごとの検査指定日に受診ができなかった者については、近接する検査実施場所の検査指定日に受診可能な場合に限り、振り替えての検査を実施する（振り替えての検査の実績なし）。
 - ② 検査実施場所
別表1「民間競争入札対象箇所等一覧」のとおり。
検査の会場については、関東森林管理局の本局等の庁舎会議室等を無償で貸与する。

なお、検査の結果、さらに精密な検査が必要と診断された者については、本実施要項に基づく契約によらずに別途、医療機関での検査を基本に調整する。

3) 検査結果の納入期限及び納入場所

① 納入期限

検査結果は、検査実施場所単位ごとに、全ての者の検査終了後1ヶ月以内に納入すること。

② 納入場所

検査結果は、関東森林管理局の本局にあっては総務課に、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所にあっては総務グループに、東京事務所にあっては連絡調整官に、森林技術・支援センターにあっては企画係に納入する。

4) 検査実施方法

① 検査の実施期間は、契約の日から契約年度の3月末日までの間とし、具体の期間は入札説明資料において示す。

検査の実施日数は、春期は特別定期健康診断（振動機械、自動車等）について、本実施要項1の1.2(2)一般定期健康診断と併せて茨城森林管理署にあっては3日、磐城森林管理署及び利根沼田森林管理署にあっては2日、その他の森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、東京事務所及び森林技術・支援センターにあっては検査実施場所単位ごとに1日とし、秋期は特別定期健康診断（振動機械、自動車等）について、本実施要項1の1.2(4)運動機能検査と併せて茨城森林管理署にあっては3日、磐城森林管理署及び利根沼田森林管理署にあっては2日、その他の森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、東京事務所及び森林技術・支援センターにあっては検査実施場所単位ごとに各1日とする。

検査の実施時間は8時30分から11時40分及び13時10分から16時00分までとする。

ただし、実施時間内で各検査場所の受診者全員が受診終了となった場合は、この限りではない。

② 検査に必要な検体容器、検査機器等は民間事業者の負担とする。

検査に必要な設備等は民間事業者が設置することとし、検査終了後速やかに現状に戻すこととする。

③ 検査時に使用する受診票については、民間事業者がその費用を負担の上で作成する。

受診票の作成に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に本業務の発注担当者から提出を受ける。

④ 検査の際には、民間事業者が受付責任者及び案内係を配置する。

受付責任者は、受付業務や全体の進行管理を行い、案内係は検査の待ち時間等を考慮し受診者を適切に案内する等滞りなく受診できるよう配慮すること。

5) その他

① 検査体制

ア スタッフ等について

別表3「計画書（本局ほか）」に示す検査予定者数について、1日当たり、検査を効率的に行うため必要な医師、看護師、臨床検査技師、放射線技師、その他必要に応じた人員を派遣すること。

また、責任者と案内係等の役割分担を明確にするとともに、検査実施場所及び受診者数に応じ業務従事者を適切に配置すること。また、関東森林管理局の

本局等との連絡体制を整えること。

イ 採血について

採血担当者には、採血のできる資格を有する者であって採血能力に優れた者を充てること。

ウ レントゲンの撮影・読影について

レントゲンの撮影は、資格を有する放射線技師が行うものとし、診断の際の読影は、経験を有する専門医により行うものとする。

② 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について

受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢の基準日は、契約年度の4月1日現在とする。

③ 受診票及び検体容器等について

受診票の様式等については、別途本業務の発注担当者と協議し決定することとする。

職員に配布する氏名、生年月日等記載済みの受診票については、検査予定日の2週間前までに検査実施場所単位に仕分けし、本業務の実施担当者へ提出すること。

④ 検査結果の報告について

ア 検査の結果を取りまとめた検査結果表は、2部作成し検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出するとともに、健康診断一覧表及び有所見者一覧表を各1部本業務の実施担当者へ提出すること。また、受診票及び問診票についても提出すること。

イ 検査結果表については、前年度等の検査データを検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。

ウ 検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受けた前年度等の検査データと同様に当年度分の検査データを作成し、本業務の実施担当者へCD-R等で提出すること。

エ 緊急に精密検査や治療を要する検査所見があった場合は、速やかに検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者に連絡し、その指示に従うこと。

オ レントゲンフィルムについては、指導区分該当者及び要精密検査該当者分を抽出し、該当者名を記した上で、検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出すること。また、残りのレントゲンフィルムについては、受注者が5年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。5年経過したフィルムは速やかに廃棄すること。

カ 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので、対応すること。

⑤ 本実施要項及び入札説明資料に定めのない事項については、本業務の発注担当者と必要に応じて打ち合わせること。

(4) 運動機能検査

1) 運動機能検査は、別表2-4「関東森林管理局運動機能検査要領」に基づき実施する。

2) 検査受診者数及び検査実施場所

① 検査受診予定者数

検査受診予定者数は、別表3「計画書（本局ほか）」のとおり。

検査は、検査実施場所単位で実施する。

なお、検査実施場所単位ごとの検査指定日に受診ができなかった者については、近接する検査実施場所の検査指定日に受診可能な場合に限り、振り替えての検査を実施する（振り替えての検査の実績なし）。

② 検査実施場所

別表 1「民間競争入札対象箇所等一覧」のとおり。

なお、検査の会場については、関東森林管理局の本局等の庁舎会議室等は無償で貸与する。

3) 検査結果の納入期限及び納入場所

① 納入期限

検査結果は、検査実施場所単位ごとに、全ての者の検査終了後 1 ヶ月以内に納入すること。

② 納入場所

検査結果は、関東森林管理局の本局にあっては総務課に、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所にあっては総務グループに、東京事務所にあっては連絡調整官に、森林技術・支援センターにあっては企画係に納入する。

4) 検査実施方法

① 検査の実施期間は、契約の日から契約年度の 3 月末日までの間とし、具体の期間は入札説明資料において示す。

検査の実施日数は、秋期に本実施要項 1 の 1.2(3) 特別定期健康診断（振動機械、自動車等）と併せて茨城森林管理署にあっては 3 日、関東森林管理局の本局、磐城森林管理署及び利根沼田森林管理署にあっては 2 日とし、その他の森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、東京事務所及び森林技術・支援センターにあっては検査実施場所単位ごとに各 1 日とする。

検査の実施時間は 8 時 30 分から 11 時 40 分及び 13 時 10 分から 16 時 00 分までとする。

ただし、実施時間内で各検査場所の受診者全員が受診終了となった場合は、この限りではない。

② 検査に必要な検査機器等は民間事業者の負担とする。

検査に必要な設備等は民間事業者が設置することとし、検査終了後速やかに現状に戻すこととする。

③ 検査時に使用する受診票については、民間事業者がその費用を負担の上で作成する。

受診票の作成に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に本業務の発注担当者から提出を受ける。

④ 検査の際には、民間事業者が受付責任者及び案内係を配置する。

受付責任者は、受付業務や全体の進行管理を行い、案内係は検査の待ち時間等を考慮し受診者を適切に案内する等滞りなく受診できるよう配慮すること。

5) 運動管理指導

① 本検査に基づき、受診者の指導票を作成すること。

② 検査終了後速やかに、各人へ運動指導を行うこと。

6) その他

① 検査体制

別表3「計画書（本局ほか）」に示す検査予定者数について、1日当たり、検査を効率的に行うため必要な医師、看護師、臨床検査技師、その他必要に応じた人員を派遣すること。

また、責任者と案内係等の役割分担を明確にするとともに、検査実施場所及び受診者数に応じ業務従事者を適切に配置すること。また、関東森林管理局の本局等との連絡体制を整えること。

② 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について

受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢の基準日は、契約年度の4月1日現在とする。

③ 受診票について

受診票の様式等については、別途本業務の発注担当者と協議し決定することとする。

職員に配布する受診票は、検査予定日の2週間前までに検査実施場所単位に仕分けし、本業務の実施担当者へ提出すること。

④ 検査結果の報告について

ア 検査の結果を取りまとめた検査結果表は、2部作成し検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出すること。

イ 検査結果表については、前年度等の検査データを検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。

ウ 検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受けた検査データと同様に当年度分の検査データを作成し、本業務の実施担当者へCD-R等で提出すること。

エ 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので、対応すること。

⑤ 本実施要項及び入札説明資料に定めのない事項については、本業務の発注担当者と必要に応じて打ち合わせることとする。

(5) 確保されるべき事業の質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

1) 安全・安心の確保

① 本業務において使用する機器等の不備等に起因する人身事故又は物損事故の発生がないこと（0回）。

② 本業務の不備に起因する問題により、検査開始時間が遅延したり妨げられたり検査が中断したりすることがないこと（0回）。

③ 本業務の不備に起因する検査漏れがないこと（0回）。

④ 検査時や検査結果、検査データ等を整理する際に、取り違い事故等がないこと（0回）。

⑤ 検査、診察等において、受診者からプライバシーの配慮等に関する苦情がないこと（0回）。

⑥ 事故発生時、受診者の急変時等に救急体制の不備に起因する問題が生じないこと（0回）。

⑦ 本業務の不備に起因する個人情報等の漏洩がないこと（0回）。

2) 業務実行体制の確保

① 一般定期健康診断等について、検査スケジュールからの遅延がないこと（0回）。

- ② 検査の待ち時間の状況等進行状況に応じて検査を柔軟に実施し、指定された時間を超えることがないこと（0回）。

(6) 創意工夫

本業務の実施期間中、民間事業者は、上記(5)の事業の質を確保することを前提として、当該業務の実施において、検査を効率的に行うための人員配置、本業務の実施担当者及び職員が利用しやすいような検査結果表及び受診表の作成、関東森林管理局の本局等との適切な連絡体制の整備、女性職員への配慮等の観点から創意工夫を行い、当該業務の品質の向上を図るとともに、更なる効率化、経費の削減等に努めなければならない。

1.3 モニタリング方法

関東森林管理局の本局等は、本業務実施中の事業の質の達成状況について、本実施要項8の(1)2)の監督・検査を通じて確認するとともに、本実施要項8の(1)1)に基づき民間事業者が納品する検査結果の報告等により実施状況を把握するものとする。

1.4 請負金及び部分払金の支払い方法

関東森林管理局の本局は、本業務の実施状況の確認及び検査を行い、完了検査又は部分検査に合格したものと認めるときは、適正な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負金又は部分払金を支払うものとする。

ただし、検査の結果、事業の質が確保されていない場合においては、関東森林管理局の本局は、適切に事業を行うよう改善指示を行うものとする。民間事業者は、改善指示に従って手直し又は改良を行い、再度の検査に合格しない限り、請負金及び部分払金の請求はできないものとする。

1.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 費用負担

本業務を行う上で民間事業者が使用する資材、消耗品、付属品等については、その全額を民間事業者の負担とする。また、関東森林管理局の本局等の提供施設・貸付物品については、本業務終了後、速やかに返却するものとする。

(2) 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1)から3)までのいずれかに該当する場合には関東森林管理局の本局等が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- 1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3) 上記1)及び2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

(3) 民間事業者と関東森林管理局の本局等の責任分担

	項 目	関 東 森 林 局 東 森 本 官 理 本 等 局	民 間 事 業 者
	内 容		
一般定期健康診断等業務の実施	業務対象箇所における一般定期健康診断等業務		○
物品の管理	関東森林管理局の本局等から提供のあった物品の管理		○
施設・物品等の補修	民間事業者の責めに帰すべき事由による場合（民間事業者による管理が不適切であったために補修が必要になった場合等）		○
	上記以外	○	
苦情・要望対応	本実施要項に記載された業務内容に対する住民等からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
事故・災害時対応	本実施要項に記載された業務内容による対応		○
	上記以外	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により、業務対象箇所における一般定期健康診断等の実施が不可能となった場合等	○	
第三者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外	○	

2 事業期間に関する事項

本業務の事業期間は、別表1「民間競争入札対象箇所等一覧」の箇所について、平成26年4月以降、同年度中において契約を締結した日から平成27年度中において契約の完了する日までとする。

なお、具体の事業期間については、本業務を実施する民間事業者が、本実施要項4の(2)3)に定める提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。

（本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る当該年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

3 入札参加資格に関する事項

民間競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 法第15条において準用する法第10条各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一）の「役務の提供等」に格付されている者であり、かつ、医療機関であること。
- (5) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 警察当局から暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 本実施要項1の1.1及び1.2に規定する業務を提供できる体制が整っている者、又は整えられることを証明できる者であること。
- (8) 同程度規模の健康診断を実施した実績（別表3「計画書（本局ほか）」に示す一般健康診断の検査予定者数の合計の最大値の8割程度）を有する者であること。
- (9) 共同体による入札
- 1) 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までに共同体を形成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。
なお、代表企業及びグループ企業は、他の共同体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとし、共同体形成に関する協定書又はこれに類する書類を作成するものとする。
 - 2) 共同体で入札に参加する場合には、各企業は上記(1)から(6)までの入札参加資格を満たすものとし、代表企業は上記(7)に規定する入札参加資格を共同体として満たすことを証明する書類を作成するものとする。
また、上記(8)に規定する同規模程度の健康診断を実施した実績については、共同体で参加する各企業ごとの実績の合計とするものとする。
- (10) その他の要件
関東森林管理局の本局が、業務対象箇所の特性を勘案し、円滑かつ確実な事業の遂行を図る上で入札公告、入札説明資料で定めるその他の資格等に適合すること。

4 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

本業務に係る入札は、関東森林管理局の本局において実施するものとし、入札の実施手続及び予定スケジュールは、以下によるものとする。

なお、入札手続及びスケジュールの詳細は、関東森林管理局の本局が入札公告、入

札説明資料等で定めるものとする。

- 1) 入札公告・入札説明資料等の交付 : 平成26年3月下旬頃
- 2) 入札等に関する質疑受付期限 : 平成26年4月中旬頃
- 3) 入札関係書類の提出期限 : 平成26年5月中旬頃
- 4) 提案書の評価 : 平成26年5月中旬頃
- 5) 入札書の提出 : 平成26年5月下旬頃
- 6) 開札・落札予定者の決定 : 平成26年5月下旬頃

(2) 入札実施手続き

契約の形態は、健康診断等の検査項目の個々の単価及び個々の単価に受診予定者数を乗じた金額の総額により契約を締結する。

1) 提出書類

入札参加者は、次に掲げる書類を入札説明資料に記載された期日と方法により、関東森林管理局の本局が指定する場所に書面で提出すること。

2) 入札書

入札金額は、健康診断等の検査項目に係る個々の単価及び個々の単価に受診予定者数を乗じた金額の合計額を記載すること。落札の決定は、当該合計額をもって行う。

なお、契約単価については、入札書に記載された個々の単価に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に関わる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(※) 別表3「計画書（本局ほか）」の検査予定者数等は、過去の実績に基づく推計値であり、変動するものである。

3) 提案書

本実施要項3の(7)に示す入札参加資格の有無を審査するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

- ① 組織的基盤（事業概要、従業員数、所在地、代表者の略歴、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条に規定する特定支配関係を有する者（以下「親会社等」という。）がある場合には、親会社等に関する前記情報）
- ② 業務責任体制（責任者名、案内係等の業務従事者名、責任者と業務従事者の役割分担等）
- ③ 事故の発生時や受診者の急変時における救急体制
- ④ 個人情報保護対策
- ⑤ 関東森林管理局の本局等との連絡体制
- ⑥ 同規模程度の健康診断を受注した実績

- ⑦ 業務実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、再委託先の住所、名称、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告聴取、運営管理の方法

4) 業務確認書

- ① 本実施要項3の(4)に掲げる資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び「医療機関であることを証する書類」の写し
- ② 提案書に示した内容に虚偽はないこと、本業務を契約期間終了時までの間に確実に実行し、完了することができることを約した書類

5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

(1) 評価方法

別表4「提案書評価基準書」に基づき提案書の評価を行い、1項目でも要件を満たしていない場合は不合格とする。

なお、評価は、関東森林管理局の本局で設置する入札参加資格審査会において実施するものとする。

(2) 落札者の決定

- 1) 本実施要項3に規定する入札参加資格を全て満たし、入札書に記載した金額が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者として決定する。
- 2) 落札予定者となるべき者が二人以上いる場合は、くじを引かせ落札予定者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札事務に直接関係のない職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- 3) 入札参加者又はその代理人の入札のうち上記1)に規定する入札がなかった場合は、改めて、直ちに再度・再再度の入札を行うものとする。
- 4) 落札予定者は、速やかに法第15条において準用する法第10条各号に規定する欠格事由のうち、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）排除に関する規定について評価するために必要な書類を提出するものとする。
- 5) 落札予定者が欠格事由に該当しないことが確認された場合は、落札者として決定する。
- 6) 落札予定者が欠格事由に該当した場合は、決定を取り消し、上記1)に規定する要件を満たす入札を行った他の者のうち、取消しとなった者の次点であった者を落札予定者として決定する。
- 7) 関東森林管理局の本局は、落札者が決定した場合は、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度・再再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件等を見直し、再度の入札公告に付することを基本とする。

また、関東森林管理局の本局は、再度の入札によっても落札者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合には、本実施要項によらず入札を実施することができる。この場合において、関東森林管理局の本局はその理由を公表するとともに、林野庁に報告するものとする。林野庁は、関東森林管理局の本局から報告があった場合には、遅滞なく官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
別表5「従来の実施状況に関する情報」のとおり。

7 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、本業務の実施に当たっては、関東森林管理局の本局等の同意を得た上で、関東森林管理局の本局等の庁舎等を使用することができるものとする。

8 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1) 報告

① 一般定期健康診断等の検査結果の納入

民間事業者は、一般定期健康診断等の検査結果について、本実施要項1の1.2(2)3)及び1.2(2)5)④並びに1.2(3)3)及び1.2(3)5)④の規定に基づき報告するものとする。

② 一般定期健康診断等の検査内訳書の提出

民間事業者は、一般定期健康診断等の検査実施日、検査項目ごとの受診者数等検査内訳について、関東森林管理局の本局が示す入札説明資料に基づき報告するものとする。

2) 監督・検査

関東森林管理局の本局は、監督職員及び検査職員（以下「監督職員等」という。）を定めるものとする。

監督職員にあっては、民間事業者からの報告事項の受理、協議承諾、契約書に基づく業務進捗の管理、立会い、別表6「実施状況調査表」による実施状況に関する調査等を行うものとする。また、検査職員にあっては、本業務の契約に係る部分検査又は完了検査及び別表6「実施状況調査表」による実施状況に関する調査結果の確認等を行うものとする。

(2) 調査への協力

1) 監督職員等は、民間事業者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要がある

ると認める時は、民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- 2) 立ち入り検査をする監督職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づく者であることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

監督職員等は、上記(1)1)の報告及び(1)2)の実施状況に関する調査結果等において、民間事業者による事業の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、本業務の監督・検査において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 秘密等を適切に取り扱うために必要な措置

1) 個人情報の保護

- ① 民間事業者は、関東森林管理局の本局等から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切な管理を行わなければならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して関東森林管理局の本局等が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。また、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員。）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

1) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、契約書に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ関東森林管理局の本局の承認を受けなければならない。

2) 法令等の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

3) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、業務を完了し、又は中止した日の属する年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

4) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

5) 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

6) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9に記載した損害を除く。）については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、関東森林管理局の本局等の責に帰すべき事由により生じたものについては、関東森林管理局の本局等が負担する。

7) 一括委任又は一括下請の禁止

① 民間事業者は本業務の実施に当たり、その全部又はその主たる部分を自ら実質的に関与することなく一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について委任又は下請負（以下「委任等」という。）を行う場合は、委任等に関する事項（委任等の相手先の事業者の住所・名称、委任等を行う業務の範囲・分担関係）について記載しなければならない。

また、本業務における主たる部分（本業務における総合的企画、業務の進行管理及び履行者としての最終的な意思決定を行うための判断）については、委任等を行うことはできない。

③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により委任等を行う場合には、委任等に関する事項を明らかにした上で、あらかじめ関東森林管理局の本局の書面による承諾を受けなければならない。

④ 民間事業者は、上記②及び③により委任等を行う場合には、民間事業者が負う義務を適切に履行するため、委任等の相手先の事業者に対し、本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、委任等の相手先の事業者から必要な報告を徴収することとする。

⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が委任等の相手先の事業者に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、委任等の相手先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

8) 契約の変更

① 関東森林管理局の本局及び民間事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

② 上記①について、請負金等契約内容を変更する必要がある場合は、関東森林管理局の本局及び民間事業者は協議を行い、変更契約書としてこれを定めるものと

する。

9) 契約の解除

関東森林管理局の本局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 民間事業者の責に帰すべき事由により、計画期間内又は計画期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないとき。
- ② 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を経過しても業務に着手しないとき。
- ③ この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ④ この契約について、不正行為をしたとき。
- ⑤ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ⑥ 暴力団員を、事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑦ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ⑧ 天災、不可抗力その他民間事業者の責に帰することができない事由によって、業務を完了する見込みがないと認めるとき。

10) 契約解除時の取扱い

- ① 上記9)①から⑦までの事由より、契約を解除した場合には、民間事業者は、請負金額の10分の1に相当する金額を違約金として関東森林管理局の本局の指定する期間内に納付しなければならない。
- ② 関東森林管理局の本局は、民間事業者が前項の規定による金額を指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ③ 関東森林管理局の本局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

11) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と関東森林管理局の本局が協議するものとする。

- 9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国の行政機関等が該当損害の賠償の責に任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 関東森林管理局の本局等が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東森林管理局の本局等は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について関東森林管理局の本局等の責に帰すべき

理由が存する場合は、関東森林管理局の本局等が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について、関東森林管理局の本局等の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は、関東森林管理局の本局等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成27年度6月頃を予定）を踏まえ、本業務の実施状況を的確に把握するため、毎年度3月末までに実施状況に関する調査を行うものとする。

(2) 調査の方法

関東森林管理局の本局等は、実施状況に関する調査を行い、調査結果を取りまとめ毎年度4月末までに林野庁に報告するものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1の1.2において設定した項目（別表6「実施状況調査表」）とする。

(4) 実施状況の提出

林野庁は、本業務の実施状況等について、上記(1)の評価を行うために平成27年5月末を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

林野庁は、本実施要項10の(2)で報告を受けた内容を取りまとめ、毎年度6月末までに公表するとともに、監理委員会に報告する。ただし、本実施要項10の(4)により実施状況の提出をした場合は、この限りでない。

また、林野庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条に基づく報告徴収等及び法第27条に基づく指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

なお、入札の実施結果については、入札の実施後、林野庁において取りまとめの上、監理委員会へ報告するものとする。

(2) 監督体制

1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官（分任を含む。）が、監督職員に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8の(1)2)により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

① 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 本実施要項8の(1)1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項8の(1)2)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、本実施要項8の(3)による指示に違反した者

② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の事業に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

2) 会計検査

民間事業者は、その行う公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条各号に該当するものであるとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する会計に係る事務であって、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(4) その他

本実施要項に定める事項のほかは、一般定期健康診断等に係る関係通知による。

民間競争入札対象箇所等一覧

【発注元: 関東森林管理局(本局)】

NO	森林管理局・署等	一般定期健康診断等実施場所及び成果品納入場所			備考
		郵便番号	所在地	成果品	
1	関東森林管理局(本局)	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	○	
2	福島森林管理署	960-8055	福島県福島市野田町7-10-4	○	
3	福島森林管理署白河支署	961-0074	福島県白河市字郭内128-1	○	
4	会津森林管理署	965-8550	福島県会津若松市追手町5-22	○	
5	会津森林管理署南会津支署	967-0692	福島県南会津郡南会津町山口字村上867	○	
6	磐城森林管理署	979-0201	福島県いわき市四倉町字東2-170-1	○	
7	棚倉森林管理署	963-6131	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73-2	○	
8	茨城森林管理署	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-7	○	
9	日光森林管理署	321-1274	栃木県日光市土沢1473-1	○	
10	塩那森林管理署	324-0022	栃木県大田原市宇田川1787-15	○	
11	群馬森林管理署	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	○	
12	利根沼田森林管理署	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	○	
13	吾妻森林管理署	377-0423	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	○	
14	東京神奈川森林管理署	254-0046	神奈川県平塚市立野町38-2	○	
15	埼玉森林管理事務所	368-0005	埼玉県秩父市大野原491-1	○	
16	千葉森林管理事務所	263-0034	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	○	
17	山梨森林管理事務所	400-0021	山梨県甲府市宮前町7-7	○	
18	東京事務所	135-8375	東京都江東区東陽6-1-42	○	
19	森林技術・支援センター	309-1625	茨城県笠間市来栖87-1	○	

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
1 既往歴及び業務歴	① 既往歴及び業務歴の検査においては、治療歴、服薬歴、喫煙歴等の聴取を行うこととなるが、特定健康診査及び特定保健指導との関係をも踏まえ、これらの事項の聴取について徹底を図ること。 ② 別紙1の「問診票（一般定期健康診断）」を用いること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。 ③ VDT作業従事職員は、別紙2の「健康診断問診票（VDT検診）」を用いること。 ④ 受診者には、別紙3の「心の健康づくりに係るチェック票」を提出させること。 所轄庁の長は、健康管理医等の指導の下に、同チェック票の結果に基づく属人別の指導を別紙4の「心の健康づくりに係る指導票」により行うこと。 なお、同指導票の作成にあたっては、別紙5の「心の健康づくりに係る指導票の作成等について」を参考とすること。
2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	① 視力及び聴力の検査については、一般定期健康診断の回数は、3年につき少なくとも1回とし、これらの検査のうち、健康管理医が特に必要でないと認める検査の項目については、行わないことができる。 ② 腹囲の検査について、次に掲げる職員は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 ア 40歳未満の者（35歳の者を除く。） イ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ウ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者 BMI＝体重（kg）／身長（m）² エ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。） ③ 腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によることもできる。
3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	問診、視診及びしよく診により行う。
4 胸部エックス線検査	① 結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び医師がエックス線直接撮影を必要と認める者については、エックス線間接撮影を省略することができる。 ② 肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することによって行う。
5 喀痰細胞診	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上となる者（過去における喫煙者を含む。）又は6月以内に血痰のあった者を対象とする。

検 査 項 目	対 象 者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
6 血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	血糖検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。
7 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸及び腎機能の検査	① 心電図の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ウ 問診、聴診の結果、心疾患の疑いがある者で、医師が必要と認める者 ② LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸及び腎機能の検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ③ 貧血の検査は、血色素量及び赤血球数を検査する。 ④ 腎機能の検査は、血液中のクレアチニンを検査する。
8 胃の検査	① 40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。ただし、妊娠中の女性職員を除く。 ② 原則としてエックス線間接撮影とする。
9 肝機能検査	① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ② 血液中のGOT、GPT及びγ-GTPを検査する。
10 便潜血反応検査	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。
11 眼底、眼圧及びドライアイの検査	① 眼底の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア VDT作業に従事する職員のうち希望する者 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ② 眼圧及びドライアイの検査については、①のAに掲げる職員を対象とする。
12 子宮がん及び乳がんの検査	① 35歳以上の女性職員及び35歳未満の希望する女性職員を対象とする。 ② 子宮がん検査については、問診及びスミアにより検査する。 ③ 乳がんの検査については、以下により検査する。 ア しょく診 イ レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ）又は超音波撮影（エコー）

検 査 項 目	対 象 者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
13 右欄の(1)～(6)に掲げる検査（右欄のa～dの検査のいずれの項目にも異常の所見があるとは診断された職員における場合に限る。）	(1) 空腹時の血中グルコースの量の検査 (2) ヘモグロビンA1c検査 (3) 微量アルブミン尿検査（第6項の尿中の蛋白の有無の検査において、疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された職員における場合に限る。） (4) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査 (5) 頸部超音波検査 (6) 空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時の中性脂肪検査 a 腹囲の検査又は肥満度の測定（いずれか1項目以上） b 血圧の測定 c 血糖検査 d LDLコレステロール検査又はHDLコレステロール検査若しくは中性脂肪検査（いずれか1項目以上）
14 第1項から第12項までの検査の結果必要と認められる検査	① 肝炎に罹患した可能性があるとされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する肝炎ウイルス検査 ② その他必要と認められる検査

問 診 票（一般定期健康診断）

氏 名： 生年月日： 記入年月日： 男・女 （満年齢： ）
 所 属： 職務内容：

1 症 状

該当するものに○印を付け、（ ）内に必要事項を記入して下さい。

循 環 器		呼 吸 器		運動神経	
高血圧といわれたことがある		かぜをひくと長引く		ひどく頭が重かったり痛む	
低血圧といわれたことがある		せきやたんがよくでる		急にめまいがする	
どうき・息切れがする		ぜいぜいすることが多い		舌が縫れることがある	
脈の乱れがある		泌 尿 器		手足などがしびれる 部位（ ）	
手足や顔がむくむ		尿量が少ない		手足などの感じがにぶくなったり・動かしづらくなったりする 部位（ ）	
胸がしめつけられる		尿量が多い			
立ちくらみがする		排尿のとき痛む			
目 ・ 耳		尿に血が混じることがある		手足・首・背・肩・腰が痛む 部位（ ）	
目が痛む		尿が出づらい		痛みの程度	痛む時
目が充血したり・目やにがでる		消 化 器		・ 身動きが出来ない痛み ・ つらくて仕事にさしつかえる ・ 仕事に苦痛にならない痛み ・ だるい程度 ・ その他（ ）	・ 朝起きた時 ・ 長く歩く時 ・ 作業をしている時 ・ 作業が終わった時 ・ 夜寝ている時 ・ その他（ ）
まぶしいことがある		食欲がない			
物が二重に見える		食後に胃がもたれる			
物がかすんで見える		吐き気がする			
きこえがわるい		胃が痛む			
耳なりがする		下腹部が痛む			
そ の 他 （ ）					

2 し好品

- (1) たばこ：（1日 本）
 (2) 酒 類： 毎日飲む ・ 時々飲む ・ 飲まない
 （日本酒1日 合） （ビール1日 本） （ウイスキー・焼酎1日 杯）

3 今までかかった病気やケガで現在気になるものがあれば、その病名を書いて下さい。

病名 (1) (2)

別表 2 - 1 の別紙 2

健康診断問診票（VDT 検診）

		受診予定日 年 月 日	
所属	氏名	男・女	生年月日 年 月 日 (歳)
業務歴	(年 月間)	(年 月間)	
現在、従事している作業の種類	区分 A (1 単純入力型・2 拘束型) 区分 B (1 単純入力型・2 拘束型・3 対話型・4 技術型・5 監視型・6 その他の型) 区分 C (1 単純入力型・2 拘束型・3 対話型・4 技術型・5 監視型・6 その他の型) * 別添参照		
上記の作業に従事している平均時間		1 日	時間
既往歴 (主として眼・脊柱・手腕)			

* 以下の項目について、なければ [×]、該当するものは [○]、最近特に症状の強いものには [◎] の各記号を記入して下さい。

回答	[自覚症状]	回答	[自覚症状]
1	目が疲れる	14	頭が痛む・・ () こめかみ
2	目が重い		() ひたい
3	目が圧迫される感じがする		() 後頭部
4	目を開けているのがつらい	15	首筋がこる
5	目の奥が痛い	16	肩がこる
6	見つめていると目が痛い	17	腕が疲れる
7	見つめているとだぶったりぼやける	18	手指が疲れる
8	目がチカチカする	19	手指がしびれる
9	まぶたがピクピクする	20	背中が痛い
10	目が充血する	21	腰が痛い
11	涙が出る	22	よく眠れない
12	色が普段と違って見える	23	いらいらしたり、気が散ることが多い
13	白い壁などの色が違って見える		

* 他に気になることや、医師に相談したいことがありましたら、具体的に記入してください。

心の健康づくりに係るチェック票

1 夜の寝つきが悪くなった	は い	いいえ
2 朝、目が早く覚めても気分良く起き出すことができない	は い	いいえ
3 趣味に気乗りがせず、新聞を見るのもおっくうになった	は い	いいえ
4 はっきりした理由はないが、急に気力が低下して、仕事の能率が落ちてきた	は い	いいえ
5 疲れる、食欲が減った、胃の調子が悪い風邪気味などで体に軽い不調があると、出勤するのが嫌でたまらなくなる	は い	いいえ
6 イライラしやすくなり、家族や職場の人達に不平や不満を感じやすくなった	は い	いいえ
7 几帳面でおせっかい、大まかでのんびり屋などの自分の性格に嫌気がさしてきた	は い	いいえ
8 何となく職場が嫌になり、別の職場に代わりたい気持ち強い	は い	いいえ
9 頭が痛い、ドキドキしやすい、口が渇く体のあちこちが凝るなどいくつかの症状が出やすく、3～4日休業しても回復しない	は い	いいえ
10 健康問題、家族の問題などについて誰かに相談したい	は い	いいえ

氏 名		記入年月日	年 月 日
-----	--	-------	-------

心の健康づくりに係る指導票

氏名：

指導すべき事項 ストレスへの気づき 気分転換 ストレス管理 その他
指導上の留意事項

心の健康づくりに係る指導票の作成等について

- 1 このチェックリストは、6 因子よりなる。
それは睡眠障害、胃腸障害、全身のだるさ、意欲の変化、喜怒哀楽の喪失、現状からの退避である。
- 2 このチェックリストを使つての判定時の注意として、ほかの項目の有無にかかわらず、項目 10 にチェックがあれば要相談とする。
ほかの項目は、医学的検査や病歴、属人的条件を十分考慮に入れることが必要である。
特に、項目 9 にチェックがあれば、一般定期健康診断の結果や既往歴などを参考に判断する。
- 3 このチェックリストは、職場の心の健康づくりの第一ステップとして用いるものであり、病気の有無を直接チェックするものではない。
- 4 このチェックリストの項目は、心の健康状態がさまざまに変化するときにかかる情動の変化を身体に転化するとき、あるいは、その情動変化を適切に処理できないために起こる不適応状態に陥るときに見られやすい自覚症状をリストアップしたものである。
従つて、このチェックリストを使用する場合は、ほかの自覚症状や生活状況を勘案し、判断することが望ましい。
- 5 面接やその他の検査の結果により心理相談が必要と判断された場合、受診者に対して、その結果を直接通知する際に、病気が発見されたのではないことと、心理相談を利用することの大切さなどを十分理解させる必要がある。
- 6 このチェック結果に基づいて、健康管理医は、対象者が「心の健康づくり相談員」等の専門医にみてもらうべきであるか、自分自身でケアすべき精神保健上の問題であるかなどを判断する必要がある。

別表2-2 関東森林管理局 特別定期健康診断（振動機械）の検査要領

No. 1

区分	検査項目	検査要領	留意事項
第 一 次 検 査	1 職歴調査	別紙1の「振動機械使用歴表」及び別紙2の「調査表」により調べる。	
	2 自覚症状調査	別紙3の「自覚症状調査表」に掲げる項目について調べる。	
	3 視診、触診	別紙4の「診察要領」及び別紙5に掲げる内容により調べる。	
	4 常温下での機能検査	皮ふ温、痛覚その他の検査にあたっては、それらの測定値に外気温ばく露の影響が残らないよう、必ず、検査前に室温20℃前後（低目がよい）の室内において30分以上の安静時間をとった後、次の検査を行う。	外傷のある指は、測定指としないことが望ましい。
	(1) 末梢循環機能検査 ア 皮ふ温	常温下で両手の示・中・環・小指の中節の背側中央について測定する。	(1) 皮ふ温計は、感温部が小さく、測定の所要時間が短いサーミスター式、又は、熱電対式のものを選ぶこと。 (2) 感温部は、十分皮ふに密着させないと正しい値が得られないので、注意すること。 (3) 喫煙により末梢皮ふ温が低下するので、測定前1時間は禁煙させること。 また、測定時には必ず喫煙の有無を確認すること。 (4) 常温下の皮ふ温は平常時でも若干の変動があるとされているので、測定は、数分の間隔で2回以上行い、その差が1℃以内に安定した値をとること。

区分	検査項目	検査要領	留意事項
第	イ 爪圧迫	常温下で両手の示・中・環指の3指について行う。 方法は、1指毎に軽くにぎった検査者の拇指の掌側と、示指の橈側で、被験者の爪の部分を挟み、ついで10秒間強く押え、はなした後、爪の退色が元に戻るまでの時間を測定する。	(1) 時間は、ストップウォッチを用いて測定すること。 (2) 被検者の手の高さは、ほぼ心臓の高さとし、判定が終るまで指の力を完全に抜いた状態にさせておくこと。
一	(2) 末梢神経機能検査		
次	ア 痛 覚	常温下で両手の示・中・環・小指中節背側の皮ふの薄い部位で検査する。 方法は、この箇所の小範囲について痛覚計の先を静かに4～5回のせ、痛覚の有無を検査し、この部位に鈍麻を認めれば、更に鈍麻の範囲をみるため、手背・前腕・橈尺側及び上腕橈・尺側について検査する。	(1) 痛覚計は、注射管方式がよい。 (2) 検査の際は、最初に手背部等で試行し、痛覚を確認してから行うこと。 (3) 検査に当たっては、軽く目を閉じさせ、針先をのせ静かに管筒をおろすようにし、突いてはならない。
検	イ 振動覚	常温下で両手の示・中・環指の末節の掌側中央の部位で検査する。 方法は、指を軽く伸ばし、指先を軽く振動子に接触させて行う。	(1) 振動覚は、原則として正弦波振動により検査すること。(リオンAU-02型による。) (2) 周波数は、原則として125Hzを用い、250Hzも用いることが望ましい。 (3) はじめに振動感覚を確認させた後、上昇法を2～3度くり返して測定すること。 (4) 検査にあたっては、軽く目を閉じさせること。
査			

区分	検査項目	検査要領	留意事項
第 一 次 検 査	5 冷却負荷による機能検査	常温下で、手指皮ふ温、爪圧迫、痛覚、振動覚などの値が、一つあるいはいくつかで異常の場合は、医師の判断によって冷却負荷を省略することができ る。 冷却負荷検査は、常温下の測定にひきつづいて実施する。 冷却負荷は、左手（訴えが右手に強い場合は右手）を $5^{\circ}\text{C} \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ の冷水中に手首まで10分間浸漬ける方法による。 ただし、医師の判断により $10^{\circ}\text{C} - 10^{\circ}\text{C}$ を採用してもよい。	(1) 医師の判断により、採用時等特別健康診断、定期特別健康診断及び臨時特別健康診断を通じ、年1回としてもよい。 (2) 高血圧、心筋梗塞、冠動脈硬化症、心不全等の現症のある者又は既往症のある者については、医師の所見に基づき支障がないと認められた場合にのみこの検査を実施すること。 また、医師が適当でないと認めた者又は必要がないと認めた者については、この検査を実施しないこと。 (3) 常温下の皮ふ温は、適当な時間をおいて2回以上行うようにし、その差が 1°C 以内になってから冷却負荷を始めること。 (4) 冷水槽は、椅座位で腕を下方に伸ばした状態で、手首まで浸漬できるような高さ及び位置とする。 (5) 冷却負荷中浸漬している部分が容器及び氷塊に触れないように気をつけさせること。 (6) 冷水槽の水は、常に攪拌し、温度を一定かつ一様に保つこと。 (7) 外傷のある指は、測定指としないことが望ましい。 (8) 冷却負荷中被検者が、痛みに耐え難かった場合、あるいは、胸苦しさなどを訴えた場合には、直ちに中止すること。 (9) 冷却負荷終了直後と、5分後及び10分後に行う検査にあつては、そ都度手指の皮ふ温、爪圧迫、振動覚、痛覚の順序で検査を行うこと。

区分	検査項目	検査要領	留意事項
第 一 次 検 査	(1) 末梢循環機能検査 ア 皮ふ温	浸漬手の示・中・環指のうち一指について、中節の背側中央について冷却負荷開始6分目から1分毎に測定し、10分目の測定終了と同時に手を冷水から引上げ、乾いたタオルで拭き、さらに手を冷水から引き上げた時を基点として、5分目及び10分目に測定する。	(1) 測定指は、自覚症状の訴えが強い指を選ぶこととし、訴えがない場合には、中指とすることが望ましい。 (2) 冷却負荷の際、皮ふ温計の感温部の測定指へのとりつけは、うすいばんそうこうを用いて固定する。また、ばんそうこうは、指の血流を阻害しないように用いること。
	イ 爪圧迫	冷却負荷終了直後と5分目及び10分目に冷却側の示・中・環指のうち一指（同時に皮ふ温を測定している場合は、測定していない指）について行う。	
	(2) 末梢神経機能検査 (感覚検査) ア 痛覚 イ 振動覚	常温下で検査した指のうち、冷却側の一指について、冷却負荷終了直後と5分目及び10分目に検査する。	冷却負荷後は、125Hzのみで差支えない。
	6 運動機能検査	運動機能検査は、被検者の協力が必要であり、また巧拙が大きく影響するので、検査の実施に当たっては、十分留意する。	
	(1) 握力 (瞬発力、握力低下度 5回法)	直立し腕を下方に伸ばしたまま最大努力させ、5秒間隔で左右交互にこれを5回くり返し、1回目及び2回目の値のうちの大きい方の値を瞬発握力とし、4回目及び5回目の値のうちの小さい方の値との差を握力低下度とする。	(1) 検査前に1～2回練習をさせることが望ましい。 (2) 握力計は、較正済みの二本針のスメドレー式握力計を用いること。

区分	検査項目	検査要領	留意事項
第一次検査	(2) つまみ力	拇指を下に測定指を上にし、測定指の遠位指節間関節を伸展させ、他の指を軽く伸ばした状態で拇指と示指間及び中指間のつまみ力を測定する。	(1) つまみ力計は、エスメス式つまみ力計を用いることが望ましい。 (2) 指を重ねないように注意すること。
	(3) タッピング	タッピング測定器を用い、椅座位で左手右手交互に示指及び中指を一指づつ30秒間できるだけ早く打たせ、10秒、20秒、30秒値を測定する。	(1) タッピング測定器は、エスメス式タッピング測定器を用いることが望ましい。 (2) 指は3～4 cmの距離を上下することが望ましい。指を上にはね上げるとき、天板に指を必ずあてること。 (3) 手掌は、軽く測定台上に置き、はなさないこと。 (4) 10秒値、20秒値の測定には、ストップウォッチを使用すること。 測定は、45dB以下の静かな室で行うこと。
	7 聴力の検査	オーディオメーターを用い、両耳について聴力損失を1,000Hz、4,000Hzの各周波数について測定する。	

区分	検査項目	対象者	検査要領	留意事項
第 二 次 検 査	1 骨、関節の検査 エックス線直接撮影	第1次検査の結果 医師が必要と 認めた職員	エックス線により、頸椎、腰椎、肘関節及び手関節について、原則として2方向からの直接撮影とする。	採用時は、必ず実施すること。
	2 聴力の検査	第1次検査の結果、各周波数における聴力の損失が30dB以上の職員	測定の前日から騒音から隔離した後、オーディオメーターにより、500Hz、1,000Hz、2,000Hz、4,000Hzの各周波数について測定し、次式により平均聴力の損失を求める。 $\text{平均聴力の損失} = \frac{a+2b+2c+d}{6}$ ただし、a、b、c、dは、それぞれ500Hz、1,000Hz、2,000Hz及び4,000Hzにおける聴力の損失である。 また、必要に応じて8,000Hzについても測定する。	測定は、45dB以下の静かな室で行うこと。
	3 運動能力検査 握力 (維持握力60%法)	第1次検査の結果 医師が必要と 認めた職員	肘を約90°に曲げた姿勢で、瞬発握力の60%の値を被験者に握力計の針を見せながら保持させ、維持できる時間をストップウォッチで計る。 なお、本検査は5回法の実施後、少なくとも10分以上の時間をおいて行う。	60%値がかなり大きい場合、維持時間が短くなる傾向があるので、評価にあたって留意すること。
	4 その他必要と認める 検査	同 上	医師が必要と認める方法により実施する。	

(年 月 日)

番号				(年 月 日)	
現在の勤務先の名称		署	事業所 森林事務所	雇用区分等	
氏	名			生 年 月 日	昭・平 年 月 日生

(前年度までの振動機械使用累積日数、時間を記入。)

累積使用日数	年	ヶ月
〃 時間		時間

[illegible]

自覚症状調査表

(年 月 日現在)

番 号	氏 名	歳	生年月日	昭・平 年 月 日
--------	-----	---	------	--------------

1 これまでかかった主な病気（あるときは○をつけて下さい。）

病 名	高血圧	心臓病	糖尿病	関節痛	神経痛	リウマチ	腰痛	脚気	結核	耳の病気	凍傷	その他
かかったと きの年令(歳)												

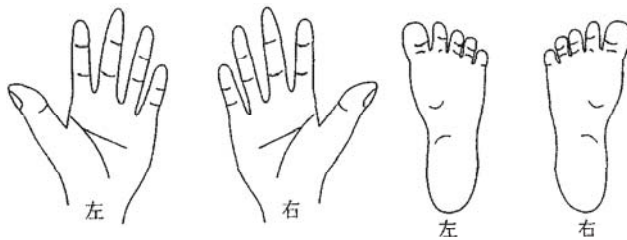
2 これまでに受けた怪我（けが）打撲とその部位や治った後残った症状の有無

部 位	頭顔部	首肩部	手	足	胸腹部	背腰部
受けたことの有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
受けたときの年令（歳）	歳	歳	歳	歳	歳	歳
残 っ た 症 状	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無

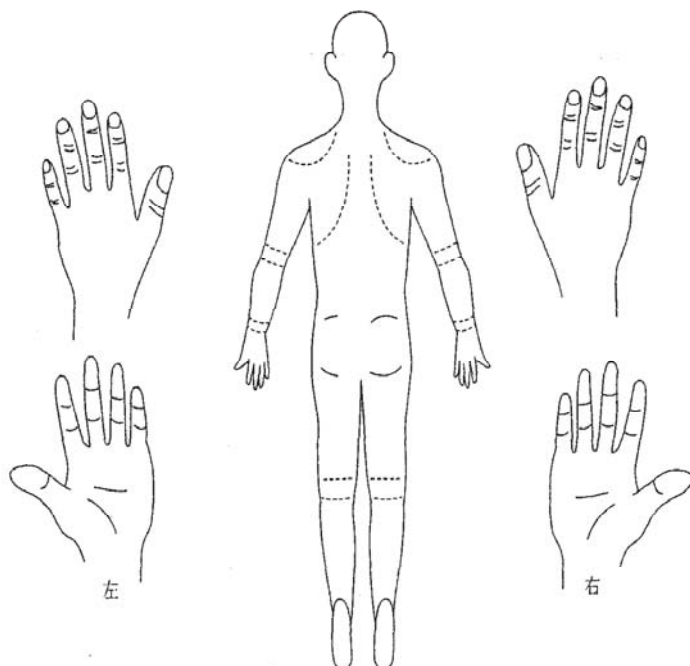
3 現在の症状

(1) 白くなることがあったら、その部分を  のようにぬってください。

(何節までかも、はっきりさせてください。)

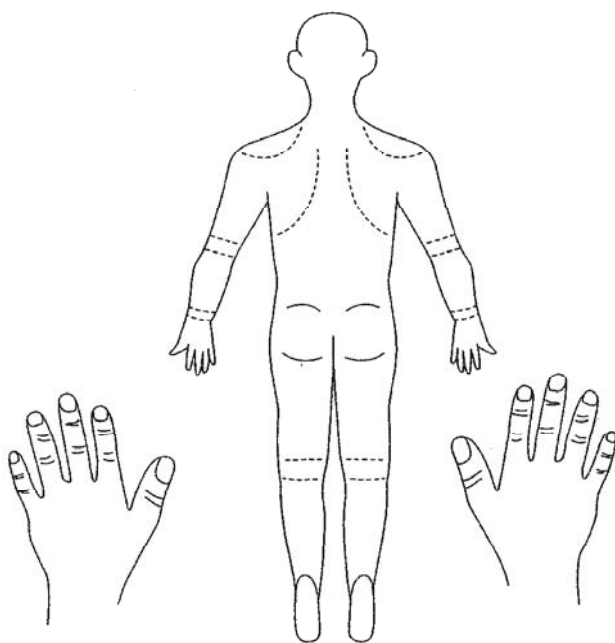


- ① いつから起つたか () 年前から
(使用開始 年目から)
- ② おこる季節 春 夏 秋 冬
- ③ 一番おこりやすい季節におこつた回数
毎日のように 月に数回 年に数回
- ④ 以前とくらべ
ふえている かわらない へった

(2) 白くならないときでも、しびれるところがあったら、その部分を  のようにぬってください。

- ① いつから起つたか
() 年前から
(使用開始 年目から)
- ② おこる季節 春 夏 秋 冬
- ③ おこる時期
作業中 作業後 夜なか
- ④ おこる回数
毎日のように 月に 回
- ⑤ 以前とくらべて
ふえている かわらない へった

(3) いたむところがあったならば、その部分を  のようにぬってください。



- ① いつから起ったか。
() 年前から
(使用開始 年目から)
- ② おこる季節 春 夏 秋 冬
- ③ おこる時期
作業中 作業後 夜なか
- ④ おこる回数
毎日のようにおこる
月に 回ある
- ⑤ 以前とくらべて
ふえている かわらない へった

(4) 冷えやすい部分は、 ある (その部分は、左手全体、指、右手全体、指、足、からだ)
ない
いつから起ったか () 年前から、以前とくらべ ふえている へった かわらない

4 最近、次のようなことがあれば、番号に○をつけてください。

- | | | |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
| (1) 熱さ、冷たさがわかりにくい。 | (2) 痛みの感じがにぶい。 | (3) さわった感じがにぶい。 |
| (4) 朝起きたとき手がこわばっている。 | (5) 腕時計のネジがまきにくい。 | |
| (6) 持っているものを落すことがある。 | (7) 字をながく書くのがつらい。 | |
| (8) ながく手をあげておれない。 | (9) 腕がだるい。 | (10) 腕に力が入りにくい。 |
| (11) 肘を伸ばしたり曲げたりしにくい。 | (12) 肩がこる。 | |
| (13) 首のこりや、うしろ首がこったり痛む。 | (14) 腰がだるい。 | (15) 腰が時々痛む。 |
| (16) 腰がいつも痛む。 | (17) 疲れやすい。 | (18) からだがふらふらする。 |
| (19) 頭が重い。 | (20) 頭が痛い。 | (21) 物忘れしやすい。 |
| (22) いらいらする。 | (23) 音が頭にひびく。 | (24) 寝つきがわるい。 |
| (25) 眠りがあさい。 | (26) 夫婦生活が少ない。 | (27) 手のひらに汗をかきやすい。 |
| (28) 寒さに弱い。 | (29) めまいがする。 | (30) 耳鳴りがする。 |
| (31) 耳が遠い。 | (32) 指がよくふるえる。 | (33) どうき、息切れがする。 |
| (34) 食慾がない。 | (35) 胃の調子がわるい。 | (36) 足がだるい。 |
| (37) その他 () | | |

5 前記のような症状のために、何等かの治療を受けていますか。
治療を受けている。 治療を受けていない。

記 入 心 得

- (1) この調査表は、他の検査結果とあわせて検討する資料ですから、ありのままを正しく記入して下さい。
- (2) 記入のしかたがわからなかったり、程度について説明したいことのあるときは質問して下さい。

：正常範囲の1/2以上または健側の1/2以上可動範囲が制限されたものを著しい制限とする。

関節名	運動	正常範囲	基本軸	移動軸	軸心	注意	備考
肩	屈曲 (前方挙上)	0~180	肩峰を通る垂直線 (起立又は坐位)	上腕骨	肩峰	体幹が動かないように固定する。 背柱が前後屈しないようにする。	
	伸展 (後方挙上)	0~50	〃	〃	〃		
	外転 (側方挙上)	0~180	〃	〃	〃	角度計は前後どちらにあててもよい。 体の側屈が起らぬように90°以上になったら前腕を回外することを原則とする。	
	外旋	0~90	床に垂直 (右図)	尺骨	肘頭	上腕を体幹に接し、肘関節を前方に90°屈曲した位置を原点とする…①	
	内旋	0~90	〃	〃	〃	肩関節を90°外転した位置ではかることもある…②	
肘	屈曲	0~145	上腕骨	橈骨	肘関節	角度計は外側にあてる。	
	伸展	0~5	〃	〃	〃		
前腕	回内	0~90	床に垂直 (右図)	伸展した母指を含む手掌面	中指先	肩の回旋が入らないように肘を90°に屈曲する。0°の位置は前腕の中間位、回外は手掌が天井をむいた状態、回内は手掌が床面をむいた状態	
	回外	0~90	〃	〃	〃		
手	背屈	0~70	橈骨	第2中手骨	手関節	前腕は中間位 角度計は橈側にあてる。	
	掌屈	0~90	〃	〃	〃		

右 左

又は

左 右

ように足を一直線上に揃えて、両足に体重を均等

肘関節尺側での尺骨神経溝から、肘屈伸で尺骨神経の脱臼が起るか、その部での肥厚や、圧痛や、指腹で叩いて小指への放散痛（テイネルサイン）があるか、手指を進展したときに鷲爪手変形があるか、指伸展位で環小指間に紙をはさませて、ひっぱっても紙がとれないか（紙ハサミ力）を調べる。

第 一 次 検 査 所 見 記 載 用 紙

番 号	氏 名	年 令	検 査 年 月 日	検 査 者 名
			年 月 日	

1 診 察 所 見

(1) 爪の変化（異常のある指名を記入）

	左	右
色調の変化		
肥 厚		
き れ つ		
わ ん 曲		
奇 形		

(2) 指の変化（異常のある指名を記入）

	左	右
指全体の肥大		
外 傷, 欠 損		
拘 縮		
関節の腫脹		
その他の変形		

(3) 手の皮ふの異常（該当項目に部位を記入）

	左	右
色調の変化		
き れ つ		
硬 化		
発 汗		

(4) 筋萎縮（既往の外傷によるものは○印

筋萎縮ありは（+）を記入）

	左	右
肩甲帯筋群		
上 腕 筋 群		
前 腕 筋 群		
骨 間 筋 群		
母子球筋群		
小指球筋群		
その他（ ）		

(5) 上肢全体（指以外）

骨、関節の変形、異常（該当項目に部位を記入）

	左	右
関節の腫脹		
関節の圧痛		
変 形		

(6) 遅発尺骨神経麻痺の有無

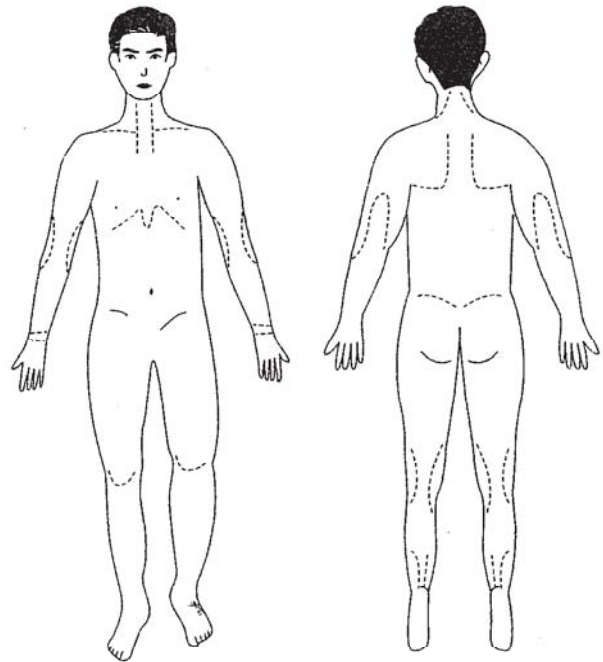
（別表の検査要領による。あり（+）で記入）

	左	右
鷲 爪 手 変 形		
紙 ハ サ ミ カ 低 下		
小 指 の 痛 覚 鈍 麻		
神経溝での神経の脱臼		
〃 肥 厚		
〃 圧 痛		
〃 テイネルサイン		

(7) 筋、神経の圧痛、放散痛の有無

(次図に 筋の圧痛は 軽度○ 著明◎
 神経の圧痛は 軽度△ 著明△
 放散痛は 軽度→ 著明⇒
 のように放散方向と範囲を記入)

(8) 硬結の有無 (下図に範囲を斜線で記入)



(9) 平衡機能の異常

(別表の検査要領による。異常の
 場合○印を記入)

眼 振	左 右 上 下
ロムベルグ	左 右 前 後
マ ン	左 右 前 後

(10) 上肢の関節可動域と運動痛

(別表の検査要領による。

関節可動域は、著しい制限(++)

単なる制限(+)で下表に記入、

運動痛は、あり(+)で記入)

(11) 反射の異常等 (あり(+)) なし (-)

亢進↑ 正常→ 減弱↓で記入)

	左	右
手 指 振 せ ん		
上腕二頭筋腱反射		
上腕三頭筋腱反射		
橈 骨 反 射		
尺 骨 反 射		
膝 蓋 腱 反 射		
アキレス腱反射		
病 的 反 射		

		左		右	
		制限	痛	制限	痛
肩 関 節	屈曲(前挙)				
	伸展(後挙)				
	外 転				
	内 旋				
	外 旋				
肘関節	屈 曲				
	伸 展				
前 腕	回 内				
	回 外				
手関節	背 屈				
	掌 屈				
指 ()	屈 曲				
	伸 展				

2 常温下での機能検査成績

気温 °C 室温 °C

測定時刻 午 時

(1) 末梢循環機能調査

	①皮ふ温		②爪圧迫	
	左	右	左	右
示指				
中指				
環指				
小指				
検査前の喫煙		有 無		

(2) 末梢神経機能検査

		① 振 動 覚				② 痛 覚	
		125Hz		250Hz			
		左	右	左	右	左	右
示 指							
中 指							
環 指							
小 指							
手 背	橈側						
	尺側						
前 腕	橈側						
	尺側						
上 腕	橈側						
	尺側						

3 冷却負荷による機能検査

気温 °C 室温 °C

測定時刻 午 時

(1) 末梢循環機能検査

		①皮膚温（冷却側 左 右）			②爪圧迫（冷却側 左 右）			室 温
		示 指	中 指	環 指	示 指	中 指	環 指	
冷 却 負 荷 前 （非 負 荷 側）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	
冷 却 負 荷	6 分 目							
	7 分 目							
	8 分 目							
	9 分 目							
	10 分 目 終了直後							
	負荷後 5分目							
	〃 10分目							
備 考		検査前の喫煙の有無						
		有 無						

(2) 末梢神経機能検査

	①振動覚（冷却側 左 右）			②痛覚（冷却側 左 右）			
	示 指	中 指	環 指	示 指	中 指	環 指	小 指
冷 却 負 荷 前 （非 負 荷 側）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
負 荷 終 了 直 後							
“ 5分目							
“ 10分目							
備 考							

4 運動機能検査

(1) 握 力 利き手（○印で囲む） 左 右

	1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	瞬発握力kg	握力低下度
左							
右							

（注）瞬発握力：1回目，2回目の最高値

握力低下度：（1回目，2回目の最高値）－（4回目，5回目の最低値）

(2) つまみ力

	左	右
示 指		
中 指		

(3) タッピング

	左			右		
	10秒	20秒	30秒	10秒	20秒	30秒
示指						
中指						

(5) 聴力検査

	1, 000Hz	4, 000Hz
左		
右		

——総合所見並びに判定——

第二次検査所見記載用紙

番 号	氏 名	年 令	検 査 年 月 日	検 査 者 名
			年 月 日	

1 X線検査

（著名は異常所見（++） 軽度のを（+）で記入

尺骨ヴァリアントは（+） 0 （-）で表示

脊椎では椎間狭小は4 / 5間等と高さも記入）

		手 関 節							肘 関 節							頸 椎						
		尺骨ヴァリアント	裂 隙 狭 小	軟 骨 下 骨 硬 化	骨 萎 縮	囊 胞 化	関 節 鼠 形 成	奇 形	裂 隙 狭 小	軟 骨 下 骨 硬 化	骨 萎 縮	囊 胞 化	関 節 鼠 形 成	奇 形	椎 間 板 狭 小	椎 体 前 縁 々 堤 化	椎 体 後 縁 々 堤 化	鉤 状 突 起 尖 鋭 化	後 縦 靱 帯 骨 化	硬 中 隔 骨 化	椎 管 前 後 経 狭 小	
所 見	左 右																					

	腰 椎							
	椎 間 板 狭 小	椎 体 前 縁 々 堤 化	椎 体 後 縁 々 堤 化	椎 管 狭 窄	骨 骨 粗 鬆	椎 体 圧 迫 変 形	椎 弓 分 離 形	変 形
所 見								

手関節前後方向のX線フィルムで、尺骨下端が橈骨下端
と同一高位にあるのが尺骨0ヴァリアント、尺骨下端が
橈骨下端よりも末梢方向へ突出しているものが尺骨（+）
ヴァリアント、逆が尺骨（-）ヴァリアントである。

2 聴力検査

Hz	500 (a)	1, 000 (b)	2, 000 (c)	4, 000 (d)	8, 000	$\frac{a+2b+2c+d}{6}$
左						
右						

3 運動機能検査

維持握力：60%法

	60%kg	維持時間 秒
左		
右		

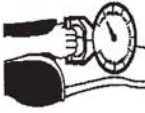
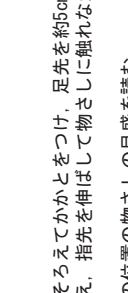
———総合所見並びに判定———

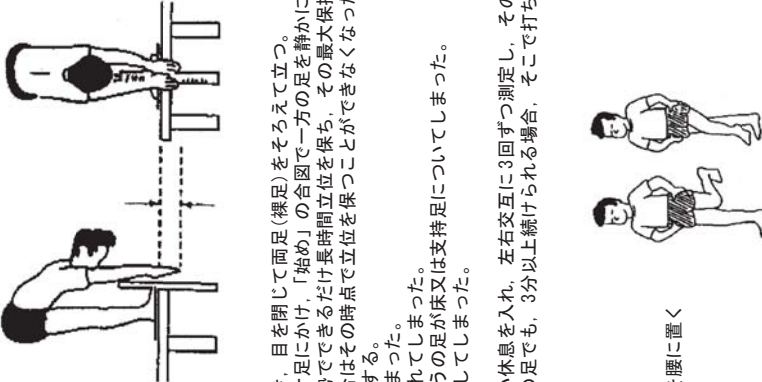
別表 2-3 関東森林管理局 特別定期健康診断（自動車等）の検査要領

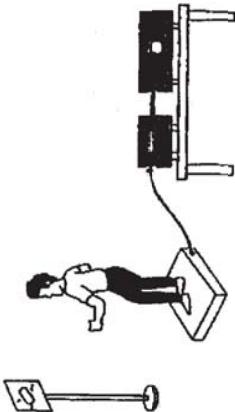
検査項目	検査要領	留意事項
1 自覚症状等の検査	頭痛、腰痛、胃症状等の検査を行う。 自動車等運転歴の確認並びに問診、視診及びしよく診による検査を行う。 各特殊大型自動車の運転を行う業務に従事する職員は、 ① 別紙 2 の腰痛調査表（問診）を用いて問診を行う。 ② ①の結果、医師が必要と認める場合は、別紙 3 の腰痛調査票（視診、しよく診）を用いて視診及びしよく診を行う。	頸、肩、背中の痛み及びしびれ等並びに脊椎分離症、脊椎力リエス、椎間板ヘルニア等についての問診等を含む。 自動車等運転歴の確認は、別紙 1 の職歴調査票を用いる。 別紙 4 の「1 問診調査表記入上の留意事項（別紙 2 関係）」及び「2 健康診断手技上の留意事項（別紙 3 関係）」に留意する。
2 眼の検査	視力、視野等の検査を行う。 医師が必要と認める場合は、夜盲の検査を行う。	
3 聴器の検査	周波数 1,000Hz と 4,000Hz について、聴力の検査を行う。	
4 平衡機能の検査	問診、視診及びしよく診による検査を行う。 医師が必要と認める場合は、眼振検査を行う。	
5 胃腸の検査	問診、視診及びしよく診による検査を行う。 医師が必要と認める場合は、エックス線間接撮影による検査を行う。	エックス線間接撮影による検査は、一般健康診断及び特別健康診断を通じて年 1 回とする。
6 血圧の検査	血圧計により検査を行う。	
7 上肢、頸部及び腰部の機能検査	問診、視診及びしよく診による検査を行う。	脊椎の検査を含む。
8 その他医師が必要と認める検査	医師が必要と認める場合は、①エックス線直接撮影による脊椎の検査、②循環器（心電図及び眼底）の検査、③尿（蛋白及び糖）の検査、④血色素量（血球素量）又は全血比重の検査等を行う。	

別表2-4 関東森林管理局 運動機能検査要領

No.1

検査項目	器具等	検査要領等	備考
筋力 握力	握力計	要領 (1) 握力計の指針が外側になるように持ち、図のように握る。この場合、人さし指の第2関節がほぼ直角になるよう、握りの幅を調節する。 (2) 直立の姿勢で両足を左右に開き、腕を自然に下げ、握力計をからだや衣類に触れさせないようにし、力いっぱい握りしめる。この際、握力計を振り回さないようにする。 記録 計器の記録を読む。左右交互に2回ずつ測定する。おのおのよいほうの記録をとり、それらを平均して握力値とする。測定値及び平均値は、ともにキログラムを単位としキログラム未満は四捨五入する。  人差し指の第2関節がほぼ直角になるように調整する。	
上体起こし	ストップウォッチ	要領 (1) 床にあおむけにねた姿勢で、両足を肩幅くらいに開いてひざを直角に曲げ、指を組んだ両手を頭のうしろにあてる。 (2) 補助者は実施者の両足首をしっかり押さえる。 (3) 「用意—始め」の合図で、両ひじが両ひざに触れるまで上体を起こし、再び背中(肩甲骨下部)が床に触れるまで倒してもとの姿勢に戻す。 (4) この動作を、できるだけ早く、正しく30秒間繰返し、「止め」の合図で終わる。 記録 補助者は、上体を起こして両ひじが両ひざについた回数を声を出さずに数え、それを記録する。  ひざを直角(90°)に曲げる	(1) マットや芝生など柔らかいところで行ってもよい。 (2) テスト中及びテスト終了時に、後頭部を床にぶつけないようにはじめ注意する。 (3) 補助者は実施者のひざの角度を直角に保つように両足を保持させ、実施中、角度が変化しないように注意する。 (4) 補助者と実施者の頭がぶつからないように注意する。 (5) 実施者は、起き上がるときに息を吐くようにする。
柔軟性 立位体前屈	立位体前屈測定器	要領 (1) 実施者は両足をそろえてかかとをつき、足先を約5cm開いて台の上に立つ。 (2) 次に両手をそろえ、指先を伸ばして物さしに触れながら、徐々に上体を前屈し、最低点で2秒間止める。 (3) 両指先の最下端の位置の物さしの目盛を読む。 記録 0点に達しない場合は、0点からの距離をマイナスで記録する。 2回実施して、よいほうの記録をとる。単位はセンチメートルとし、センチメートル未満は四捨五入する。  ひざを直角(90°)に曲げる	(1) 両手の指先がそろうようにする。 (2) 反動をつけて前屈しないようにする。 (3) 前屈したときに、頭を両腕の間に入れるようにする。 (4) ひざを曲げないように注意する。 (5) 測定者は実施者の正面におり、実施者がバランスをくずして落下してきた場合、実施者の両肩をささえる。また、床にはマットなどを敷いておくともよい。 (6) 前屈の上体から起き上がるときはひざを曲げてから、ゆっくりと起き上がる。

検査項目	器具等	検査要領等	備考
平衡性 閉眼片足立ち	ストップウォッチ	要領 (1) 両手を腰におき、目を閉じて両足(裸足)をそろえて立つ。 (2) 徐々に体重を片足にかけ、「始め」の合図で一方の足を静かに上げる(図参照)。 (3) そのままの姿勢でできるだけ長時間立位を保ち、その最大保持時間を秒単位ではかる。 (4) 次のような場合はその時点で立位を保つことができなくなったので、その人の測定値はそれまでの時間とする。 ア 目を開いてしまった。 イ 手が腰から離れてしまった。 ウ 上げているほうの足が床又は支持足についてしまった。 エ 支持足が移動してしまった。 記録 テストの間に短い休息を入れ、左右交互に3回ずつ測定し、その平均値をとる。1回ごとの測定でどちらかの足でも、3分以上続けられる場合、そこで打ち切り、測定値は180秒として記録する。	
敏しょう性 全身反応時間		要領 (1) 実施者はひざ関節を軽く曲げて台上に立つ。 (2) 光刺激を台図に、できるだけ早く跳躍台より垂直に跳び離れるように指示し、2～3回練習のあと実施する。 記録 測定は5回行い、それを平均する。単位は1000分の1秒とする。 両手を腰に置く 	(1) 反応前の姿勢はひざを軽く曲げた(120°～160°くらい)状態とする。深く曲げすぎたり、また浅すぎたりしないように注意する。 (2) 光の合図とともに垂直方向にできるだけ早く跳び離れるように指示する。

検 査 項 目	器 具 等	検 査 要 領 等	備 考
全身持久性 最大酸素摂取量	自転車エルゴメーター	 要 領 ウォーム・アップ 負荷0.5Kpで3分間自転車エルゴメーターをこぐ。 脈拍数の測定 ウォーム・アップ後10秒間測定 自転車エルゴメーターこぎ 時間：6分間 負荷：男子1.0～3.5Kp・女子0.5～2.0Kp ＊脈拍数が125～150拍／分の間に入るようにする ペダルの回転数：50回／分又は10回／分 クール・ダウン 0.0～0.5Kpで1～3分間 録 (1) 脈拍数の測定 運動開始後2' 30" ～3' 00" (2) エルゴメーターに標示された最大酸素摂取量を記録する。	(1) 自転車エルゴメーターの調節。 少し前傾姿勢をとり、ひざ関節がわずかに曲がる程度にサドルの高さやハンドルの調節する。 (2) 設定した年齢の上限脈拍に達した時や、体調が悪くて脈拍が上がりすぎた時は、アラーム機能が作動し警告するので、アラームが鳴ったら安全のため中断する。

特記仕様書

福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に勤務する職員であって、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づき指定された除染特別地域及び汚染状況重点調査地域において、森林整備等業務に従事し、下記の検査を希望する職員は、一般定期健康診断実施時（春・年 1 回）に追加実施することとする。

記

1 検査対象者

福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に勤務する職員のうち、3 の検査を希望する職員。

2 実施時期

一般定期健康診断実施日と同じとする。

3 検査項目

白血球像（好塩基球、好酸球、好中球、桿状核球、分葉核球、リンパ球、単球）
判定及びヘマトクリット値を含む

人事院規則 10 - 4 (職員の保健及び安全保持)

別表第 4 指導区分及び事後措置の基準 (第 23 条、第 24 条関係)

指 導 区 分			事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容		
生活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ。）時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

別表 3

計画書(本局ほか)

一般定期健康診断	検査項目	検査予定者数(人)							
		関東森林管理局本局	福島森林管理署	福島森林管理署白河支署	会津森林管理署				
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
第一次検査	身体測定 身長、体重、視力 腹囲、BMI	116 左記の半数	36 左記の人数	35 左記の人数	34 左記の人数				
	眼の検査 眼底 眼圧 ドライアイ検査	78 " 78 " 59	26 " 24 " 24	28 " 21 " 20	27 " 28 " 31				
	聴力	78	26	28	27				
	血圧	116	36	35	34				
	心電図	102	29	32	34				
	尿の検査 蛋白、糖、潜血	110	35	35	34				
	胸部結核X線間接撮影	115	36	35	34				
	胃部X線間接撮影	68	22	25	26				
	血液の検査 got、gpt、γ -gtp、血色素量、赤血球数 LDLコレステロール 血清トリセグライド HDLコレステロール 血糖 尿酸検査 腎機能検査	33	36	34	40				
	白血球像	80	24	29	40				
	大腸がん検査(2日間法)	79	27	28	26				
	喀痰細胞診	12	4	14	7				

特別定期健康診断(自動車等)	検査項目	検査予定者数(人)							
		関東森林管理局本局	福島森林管理署	福島森林管理署白河支署	会津森林管理署				
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
第一次検査	眼の検査 1 視野 2 夜盲								
	聴力の検査								
	胃の検査								
	脊椎の検査								
	血色素量(血球素量) 又は全血比重の検査 その他必要と認められる検査								

特別定期健康診断(振動機械)	検査項目	検査予定者数(人)							
		関東森林管理局本局	福島森林管理署	福島森林管理署白河支署	会津森林管理署				
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
第一次検査	常温下での機能検査 1 末梢循環機能検査								
	皮膚温		2	14	8				
	爪圧迫		2	14	8				
	2 末梢神経機能検査								
	痛覚								
	振動覚		2	14	8				
	冷却負荷による機能検査 1 末梢循環機能検査								
	皮膚温		2	14	8				
	爪圧迫		2	14	8				
	2 末梢神経機能検査								
	痛覚								
	振動覚		2	14	8				
	運動機能検査 1 握力		2	14	8				
	2 つまみ力		2	14	8				
	3 タッピング		2	14	8				
	血圧		2	14	8				
	聴力		2	14	8				
	尿の検査 体重・視力								

運動機能検査	検査項目	検査予定者数(人)							
		関東森林管理局本局	福島森林管理署	福島森林管理署白河支署	会津森林管理署				
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
	身長	35	19	19	16				
	血圧	35	19	19	16				
	筋力	35	19	19	16				
	上体起こし	35	19	19	16				
	柔軟性	35	19	19	16				
	平衡性	35	19	19	16				
	敏しょう性	35	19	19	16				
	全身持久性	35	19	19	16				

共通	項目	予定日数(日)							
		関東森林管理局本局	福島森林管理署	福島森林管理署白河支署	会津森林管理署				
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
	検査スタッフ等派遣日数	4	2	2	2				
	検査の実施日数	春期2日、秋期2日	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日				

(※) 本表の検査予定者数等は、過去の実績に基づく推計値であり、変動するものである。

一般定期健康診断	検査項目	検査予定者数(人)							
		会津森林管理署南会津支署		磐城森林管理署		棚倉森林管理署		茨城森林管理署	
		1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の半数	1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の三分の一
第一次検査	身体測定 身長、体重、視力 腹囲、BMI	18	左記の人数	51	左記の半数	23	左記の人数	65	左記の三分の一
	眼の検査 眼底 眼圧 ドライアイ検査	13 16 16 14	〃 〃 〃 〃	36 33 33 24	〃 〃 〃 〃	16 9 9 7	〃 〃 〃 〃	47 36 36 26	〃 〃 〃 〃
	聴力	18	〃	36	〃	16	〃	47	〃
	血圧	18	〃	51	〃	23	〃	65	〃
	心電図	14	〃	49	〃	21	〃	50	〃
	尿の検査 蛋白、糖、潜血	18	〃	50	〃	23	〃	63	〃
	胸部結核X線間接撮影	18	〃	48	〃	22	〃	65	〃
	胃部X線間接撮影	9	〃	35	〃	13	〃	47	〃
	血液の検査 got,gpt,γ -gtp,血色素量,赤血球数 LDLコレステロール 血清トリセグライド HDLコレステロール 血糖 尿酸検査 腎機能検査	18	〃	54	〃	30	〃	77	〃
	白血球像	18	〃	46	〃	30	〃	77	〃
	大腸がん検査(2日間法)	11	〃	42	〃	13	〃	49	〃
	喀痰細胞診	6	〃	11	〃	3	〃	11	〃

特別定期健康診断(自動車等)	検査項目	検査予定者数(人)							
		会津森林管理署南会津支署		磐城森林管理署		棚倉森林管理署		茨城森林管理署	
		1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の半数	1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の半数
第一次検査	眼の検査 1 視野 2 夜盲								
	聴力の検査			2	左記の半数			2	左記の半数
	胃の検査								
	脊椎の検査								
	血色素量(血球素量) 又は全血比重の検査			2	〃			2	〃
	その他必要と認められる検査								

特別定期健康診断(振動機械)	検査項目	検査予定者数(人)							
		会津森林管理署南会津支署		磐城森林管理署		棚倉森林管理署		茨城森林管理署	
		1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の半数	1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の三分の一
第一次検査	常温下での機能検査 1 末梢循環機能検査								
	皮膚温			20	左記の半数	10	左記の半数	60	左記の6分の1
	爪圧迫			20	〃	10	〃	60	〃
	2 末梢神経機能検査								
	痛覚								
	振動覚			20	〃	10	〃	60	〃
	冷却負荷による機能検査 1 末梢循環機能検査								
	皮膚温			20	〃	10	〃	60	〃
	爪圧迫			20	〃	10	〃	60	〃
	2 末梢神経機能検査								
	痛覚								
	振動覚			20	〃	10	〃	60	〃
	運動機能検査 1 握力			20	〃	10	〃	60	〃
	2 つまみ力			20	〃	10	〃	60	〃
	3 タッピング			20	〃	10	〃	60	〃
	血圧			20	〃	10	〃	60	〃
	聴力			20	〃	10	〃	60	〃
	尿の検査								
	体重・視力								

運動機能検査	検査項目	検査予定者数(人)							
		会津森林管理署南会津支署		磐城森林管理署		棚倉森林管理署		茨城森林管理署	
		1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の半数	1日当たり	左記の人数	1日当たり	左記の人数
	身長	10	左記の人数	25	左記の半数	14	左記の人数	7	左記の人数
	血圧	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃
	筋力	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃
	上体起こし	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃
	柔軟性	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃
	平衡性	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃
	敏しょう性	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃
	全身持久性	10	〃	25	〃	14	〃	7	〃

共通	項目	予定日数(日)			
		会津森林管理署南会津支署	磐城森林管理署	棚倉森林管理署	茨城森林管理署
		2	4	2	6
	検査スタッフ等派遣日数	2	4	2	6
	検査の実施日数	春期1日、秋期1日	春期2日、秋期2日	春期1日、秋期1日	春期3日、秋期3日

一般定期健康診断	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)							
			日光森林管理署		塩那森林管理署		群馬森林管理署		利根沼田森林管理署	
			1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
		身体測定 身長、体重、視力 腹囲、BMI	34	左記の人数	28	左記の人数	36	左記の人数	46	左記の人数
		眼の検査 眼底 眼圧 ドライアイ検査	21	〃	20	〃	24	〃	33	〃
		聴力	19	〃	21	〃	26	〃	33	〃
		血圧	19	〃	21	〃	26	〃	34	〃
		心電図	17	〃	26	〃	20	〃	22	〃
		尿の検査 蛋白、糖、潜血	22	〃	20	〃	24	〃	32	〃
		胸部結核X線間接撮影	34	〃	28	〃	36	〃	46	〃
		胃部X線間接撮影	30	〃	22	〃	33	〃	43	〃
		血液の検査 got,gpt,γ -gtp,血色素量,赤血球数 LDLコレステロール 血清トリセグライド HDLコレステロール 血糖 尿酸検査 腎機能検査	34	〃	28	〃	34	〃	45	〃
		白血球像	26	〃	22	〃	29	〃	36	〃
		大腸がん検査(2日間法)	34	〃	28	〃	36	〃	44	〃
		喀痰細胞診	21	〃	18	〃	22	〃	38	〃
			6	〃	5	〃	9	〃	14	〃

特別定期健康診断(自動車等)	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)							
			日光森林管理署		塩那森林管理署		群馬森林管理署		利根沼田森林管理署	
			1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
		眼の検査 1 視野 2 夜盲								
		聴力の検査					2 左記の半数		2 左記の半数	
		胃の検査								
		脊椎の検査								
		血色素量(血球素量) 又は全血比重の検査					2 〃		2 〃	
		その他必要と認められる検査								

特別定期健康診断(振動機械)	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)							
			日光森林管理署		塩那森林管理署		群馬森林管理署		利根沼田森林管理署	
			1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
		常温下での機能検査								
		1 末梢循環機能検査								
		皮膚温	8 左記の半数		6 左記の半数		16 左記の半数		14 左記の半数	
		爪圧迫	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		2 末梢神経機能検査								
		痛覚								
		振動覚	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		冷却負荷による機能検査								
		1 末梢循環機能検査								
		皮膚温	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		爪圧迫	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		2 末梢神経機能検査								
		痛覚								
		振動覚	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		運動機能検査								
		1 握力	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		2 つまみ力	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		3 タッピング	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		血圧	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		聴力	8 〃		6 〃		16 〃		14 〃	
		尿の検査								
		体重・視力								

運動機能検査	検査項目	検査予定者数(人)							
		日光森林管理署		塩那森林管理署		群馬森林管理署		利根沼田森林管理署	
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
	身長	11	左記の人数	18	左記の人数	17	左記の人数	26	左記の半数
	血圧	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃
	筋力	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃
	上体起こし	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃
	柔軟性	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃
	平衡性	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃
	敏しょう性	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃
	全身持久性	11	〃	18	〃	17	〃	26	〃

共通	項目	予定日数(日)			
		日光森林管理署	塩那森林管理署	群馬森林管理署	利根沼田森林管理署
		検査スタッフ等派遣日数 2	2	2	4
	検査の実施日数	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日	春期2日、秋期2日

一般定期健康診断	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)							
			吾妻森林管理署	東京神奈川森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所				
			1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり				
		身体測定 身長、体重、視力 腹囲、BMI	25	左記の人数	16	左記の人数			21	左記の人数
		眼の検査 眼底	15	〃	8	〃			14	〃
		眼圧	13	〃	15	〃	6	左記の人数	18	〃
		ドライアイ検査	13	〃	15	〃	6	〃	18	〃
		聴力	11	〃	17	〃	8	〃	14	〃
		血圧	15	〃	8	〃			14	〃
		心電図	25	〃	16	〃			21	〃
		尿の検査 蛋白、糖、潜血	24	〃	13	〃			19	〃
		胸部結核X線間接撮影	25	〃	16	〃			20	〃
		胃部X線間接撮影	24	〃	16	〃	6	〃	21	〃
		血液の検査 got,gpt,γ -gtp,血色素量,赤血球数	11	〃	8	〃	4	〃	14	〃
		LDLコレステロール	24	〃	14	〃			19	〃
		血清トリセグライド								
		HDLコレステロール								
		血糖								
		尿酸検査 腎機能検査								
		白血球像	13	〃						
		大腸がん検査(2日間法)	16	〃	10	〃			17	〃
		喀痰細胞診	2	〃			1	〃	1	〃

特別定期健康診断(自動車等)	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)							
			吾妻森林管理署	東京神奈川森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所				
			1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり				
		眼の検査 1 視野								
		2 夜盲								
		聴力の検査								
		胃の検査								
		脊椎の検査								
		血色素量(血球素量) 又は全血比重の検査								
		その他必要と認められる検査								

特別定期健康診断(振動機械)	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)							
			吾妻森林管理署	東京神奈川森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所				
			1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり				
		常温下での機能検査								
		1 末梢循環機能検査								
		皮膚温		4	左記の半数	16	左記の半数			
		爪圧迫		4	〃	16	〃			
		2 末梢神経機能検査								
		痛覚								
		振動覚		4	〃	16	〃			
		冷却負荷による機能検査								
		1 末梢循環機能検査								
		皮膚温		4	〃	16	〃			
		爪圧迫		4	〃	16	〃			
		2 末梢神経機能検査								
		痛覚								
		振動覚		4	〃	16	〃			
		運動機能検査								
		1 握力		4	〃	16	〃			
		2 つまみ力		4	〃	16	〃			
		3 タッピング		4	〃	16	〃			
		血圧		4	〃	16	〃			
		聴力		4	〃	16	〃			
		尿の検査								
		体重・視力								

運動機能検査	検査項目	検査予定者数(人)							
		吾妻森林管理署	東京神奈川森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所				
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり				
	身長	17	左記の人数	5	左記の人数	9	左記の人数	8	左記の人数
	血圧	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃
	筋力	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃
	上体起こし	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃
	柔軟性	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃
	平衡性	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃
	敏しょう性	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃
	全身持久性	17	〃	5	〃	9	〃	8	〃

共通	項目	予定日数(日)			
		吾妻森林管理署	東京神奈川森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所
		2	2	2	2
	検査スタッフ等派遣日数				
	検査の実施日数	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日

一般定期健康診断	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)				合計	備 考
			山梨森林管理事務所	東京事務所		森林技術・支援センター		
			1日当たり 左記の人数	1日当たり 左記の人数	1日当たり 左記の人数			
		身体 の測定	11	25	7	627	春期に1回の実施	
		身長、体重、視力 腹囲、BMI	4	23	6	439		
		眼 の検査	11	25	4	435		
		眼底	11	25	4	437		
		眼圧	11	24	4	437		
		ドライアイ検査	11	24	4	379		
		聴力	4	23	6	444		
		血圧	11	25	7	627		
		心電図	10	24	6	555		
		尿 の検査	11	25	7	613		
		蛋白、糖、潜血						
		胸部結核X線間接撮影	11	25	7	626		
		胃部X線間接撮影	6	22	6	411		
		血液の検査	11	25	7	565		
		got、gpt、γ -gtp、血色素量、赤血球数 LDLコレステロール 血清トリセグライド HDLコレステロール 血糖 尿酸検査 腎機能検査						
		白血球像			7	477		
		大腸がん検査(2日間法)	8	23	6	454		
		喀痰細胞診	2	5		113		

特別定期健康診断（自動車等）	検査項目	検査予定者数(人)			合計	備 考	
		山梨森林管理事務所	東京事務所	森林技術・支援センター			
		1日当たり	1日当たり	1日当たり			
	眼の検査					春期1回、秋期1回 計2回の実施	
	1 視野						
	2 夜盲						
	聴力の検査			2	左記の半数		10
	胃の検査						
	脊椎の検査						
	血色素量(血球素量) 又は全血比重の検査			2	〃		10
その他必要と認められる 検査							

特別定期健康診断（振動機械）	第一次検査	検査項目	検査予定者数(人)						合計	備 考
			山梨森林管理事務所		東京事務所		森林技術・支援センター			
			1日当たり		1日当たり		1日当たり			
		常温下での機能検査								春期1回、秋期1回 計2回の実施
		1 末梢循環機能検査								
		皮ふ温	2	左記の半数			8	左記の半数	188	
		爪圧迫	2	〃			8	〃	188	
		2 末梢神経機能検査								
		—痛覚								
		振動覚	2	〃			8	〃	188	
		冷却負荷による機能検査								
		1 末梢循環機能検査								
		皮ふ温	2	〃			8	〃	188	
		爪圧迫	2	〃			8	〃	188	
		2 末梢神経機能検査								
		—痛覚								
		振動覚	2	〃			8	〃	188	
		運動機能検査								
		1 握力	2	〃			8	〃	188	
		2 つまみ力	2	〃			8	〃	188	
		3 タッピング	2	〃			8	〃	188	
		血圧	2	〃			8	〃	188	
		聴力	2	〃			8	〃	188	
		尿の検査							0	
		体重・視力							0	

運動機能検査	検査項目	検査予定者数(人)						合計	備 考
		山梨森林管理事務所		東京事務所		森林技術・支援センター			
		1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり		
	身長	9	左記の人数	5	左記の人数	6	左記の人数	276	秋期に1回の実施
	血圧	9	〃	5	〃	6	〃	276	
	筋力	9	〃	5	〃	6	〃	276	
	上体起こし	9	〃	5	〃	6	〃	276	
	柔軟性	9	〃	5	〃	6	〃	276	
	平衡性	9	〃	5	〃	6	〃	276	
	敏しように性	9	〃	5	〃	6	〃	276	
	全身持久性	9	〃	5	〃	6	〃	276	

共通	項目	予定日数(日)			合計	備 考
		山梨森林管理事務所	東京事務所	森林技術・支援センター		
		2	2	2		
	検査スタッフ等派遣日数	2	2	2	48	
	検査の実施日数	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日	春期1日、秋期1日		

提 案 書 評 価 基 準 書

評価及び評価の要素		
No	評価項目	評価基準
1	事業概要、従業員数、所在地、代表者の略歴、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条に規定する特定支配関係を有する者(以下「親会社等」という。)がある場合には、親会社等に関する前記情報が確認できること。	左記要求を満たす提案がなされていること。
2	責任者名、案内係等の業務従事者名、責任者と業務従事者の役割分担について確認できること。	左記要求を満たす提案がなされていること。
3	事故の発生時や受診者の急変時における救急体制について確認できること。	左記要求を満たす提案がなされていること。
4	個人情報の保護対策について確認できること。	左記要求を満たす提案がなされていること。
5	関東森林管理局の本局等との連絡体制について確認できること。	左記要求を満たす提案がなされていること。
6	同規模程度の健康診断を受注した実績について確認できること。	左記要求を満たす提案がなされていること。
7	再委託する業務がある場合、再委託する業務の範囲、理由及び再委託先の住所名称等が明確に示されていること。	左記の要求を満たす提案がなされていること。再委託を実施しない場合は、その旨記載すること。

従来の実施状況に関する情報

1 従来の実施に要した経費				
		(単位:千円)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施場所				
関東森林管理局の本局等		市場化テスト導入前		
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	22,030	22,130	23,005
	成功報酬等			
	旅費その他			
計(a)		22,030	22,130	23,005
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a) + (b)		22,030	22,130	23,005
(注記事項)				
1. 本実施要項に記載の一般定期健康診断等業務については、全て民間事業者等に委託(請負わせ)していることから、委託(請負)費等以外に経費は発生しません。				
2. 請負契約のため、請負費の詳細な内容の開示は受けられません。				
3. 各年度の受診者数は以下のとおりです。				
(一般定期健康診断、特別定期健康診断、運動機能検査の受診者の合計)				
平成22年度:全受診者数 1,210人				
平成23年度:全受診者数 1,255人				
平成24年度:全受診者数 1,192人				

2 従来の実施に要した人員			
	(単位:人)		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0
請負者職員(関東森林管理局の一局)	21	20	19
〃 福島森林管理署	11	11	11
〃 福島森林管理署白河支署	11	11	11
〃 会津森林管理署	11	11	11
〃 会津森林管理署南会津支署	11	11	11
〃 磐城森林管理署	18	17	17
〃 棚倉森林管理署	11	11	11
〃 茨城森林管理署	24	23	23
〃 日光森林管理署	11	11	11
〃 塩那森林管理署	11	11	11
〃 群馬森林管理署	13	12	12
〃 利根沼田森林管理署	21	17	17
〃 吾妻森林管理署	11	10	11
〃 東京神奈川森林管理署	11	11	12
〃 埼玉森林管理事務所	9	7	9
〃 千葉森林管理事務所	12	11	11
〃 山梨森林管理事務所	11	10	11
〃 東京事務所	11	11	11
〃 森林技術・支援センター	11	10	11
(注記事項)			
一般定期健康診断等請負者職員数は、春期健診(一般定期健康診断、特別健康診断(振動機械、運転業務))及び秋期健診(特別健康診断(振動機械)、運動機能検査)に従事した職員の合計です。			
(業務従事者に求められた知識・経験等)			
関東森林管理局の一般定期健康診断等検査要領等の理解及び一般的な健康診断業務、振動機械を使用する者及び車両等の運転業務に従事する者を対象とした特別健康診断業務に関する知識と経験を有していること等です。			
(業務の繁忙の状況とその対応)			
各年度の業務量は、ほぼ一定の業務量です。			

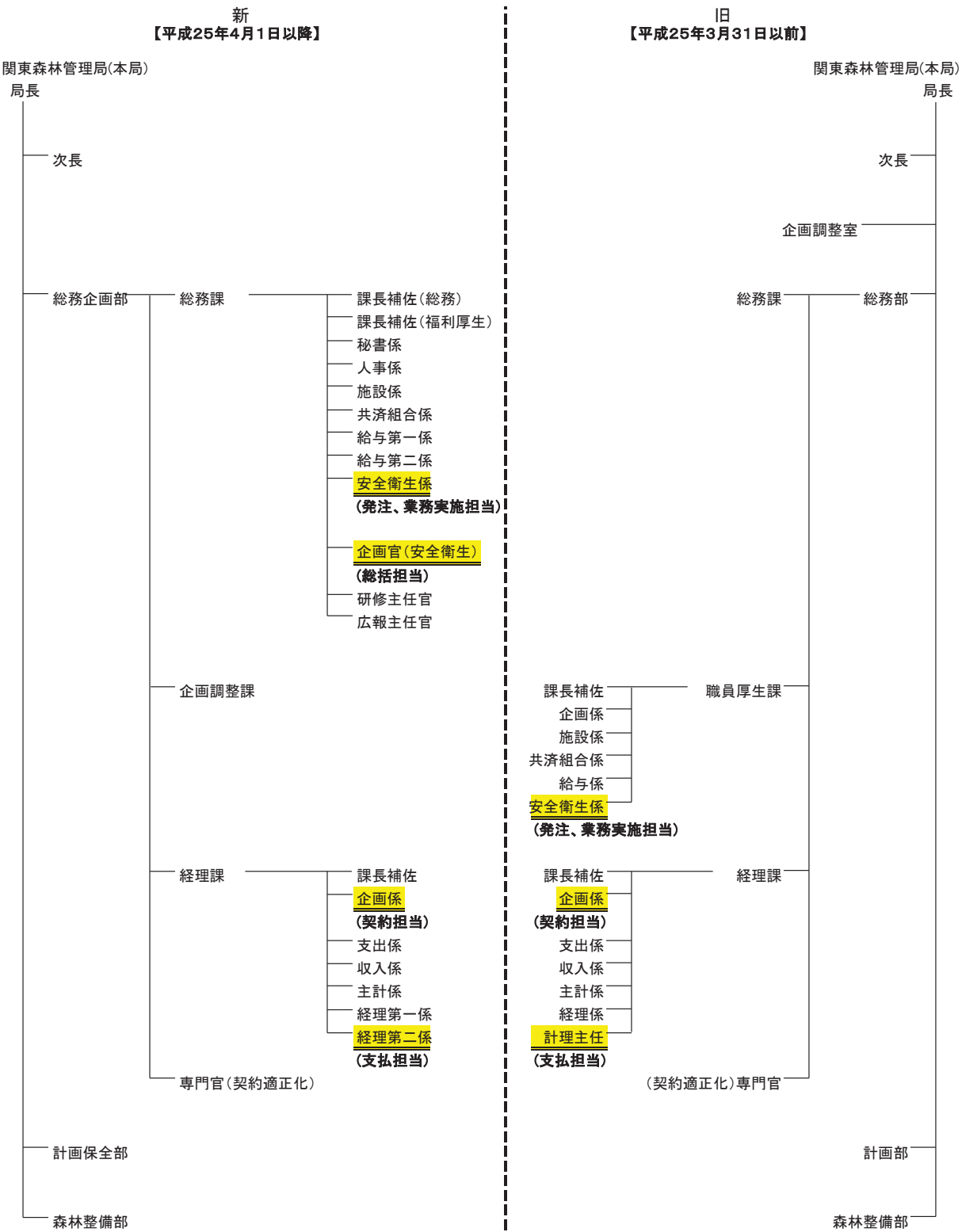
3 従来の実施に要した施設及び設備
【民間事業者の使用させた国有財産及び備品】 (施設) 別紙1のとおりです。 (設備及び主な物品) 種類:長机、椅子 使用数量:必要個数 その他、特別健康診断等検査用のタッピング・皮膚温計・センサーコード・つまみ力計・振動計・握力計・エルゴメーターについて、必要な場合は貸与しています。 (注記事項) 一般定期健康診断等の実施に必要な国有財産及び備品については無償で貸与しています。

4 従来の実施における目的の達成の程度
従来の実施における目的の達成の程度を求めた実績はありません。
(注記事項)
一般定期健康診断等業務については、毎年期限までに実施できています。

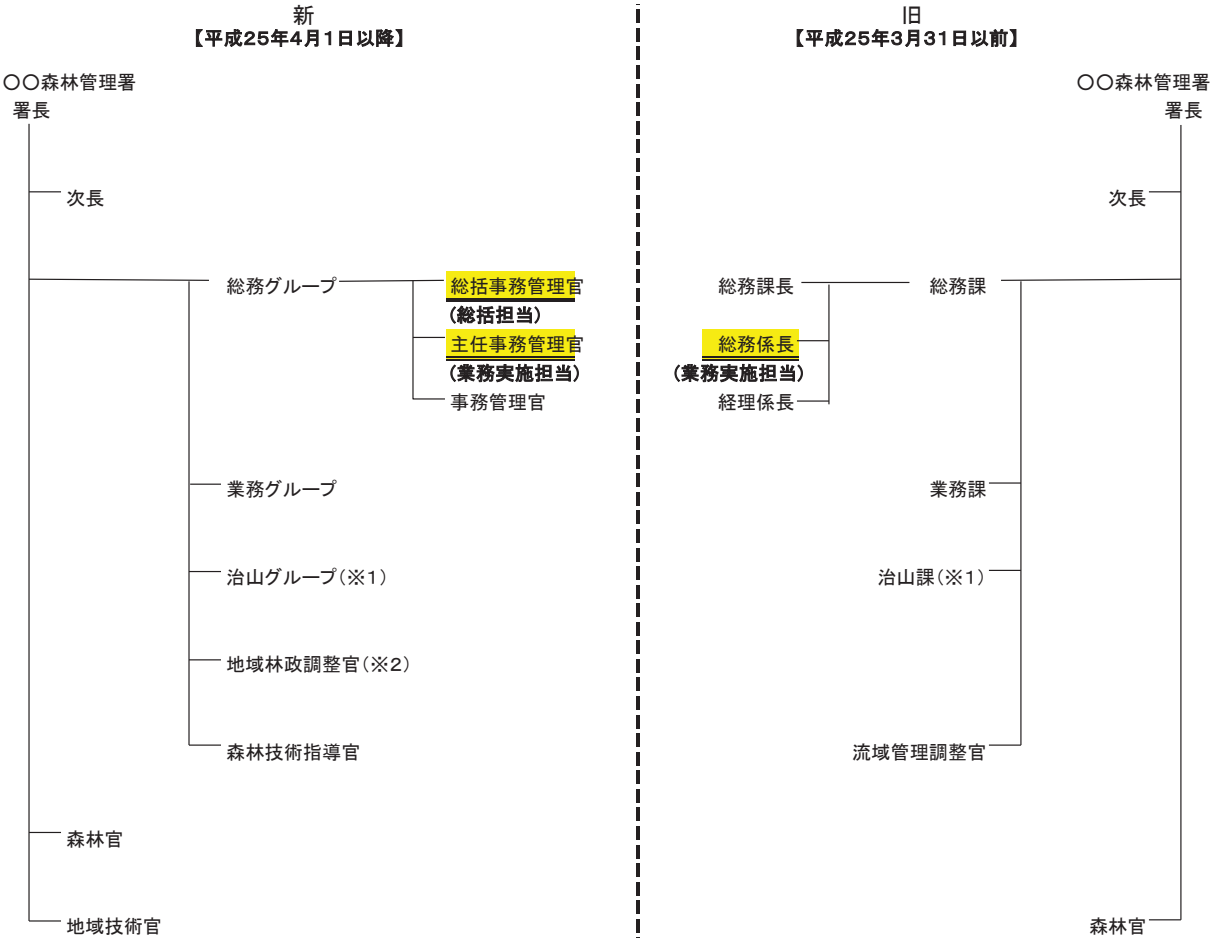
5 従来の実施方法等
従来の実施方法等については、別紙2の組織図及び所掌事務、フロー図のとおりです。

使用施設面積等	平成24年度健康診断					
	春期			秋期		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
署 名						
関東森林管理局(本局)	局4階中会議室 91㎡			局4階中会議室 91㎡		
福島森林管理署	署 1階入札室 90㎡			署 1階入札室 90㎡		
福島森林管理署白河支署	支署 2階会議室 109㎡			支署 2階会議室 109㎡		
会津森林管理署	署 1階入札室 99㎡			署 1階入札室 99㎡		
会津森林管理署南会津支署	署 入札室 115㎡			署 入札室 115㎡		
磐城森林管理署	署2F大会議室 89.1㎡	南相馬市労働福祉会館会議室2 77.6㎡		署2F大会議室 89.1㎡	サンライフ南相馬 会議室 66.5㎡	
棚倉森林管理署	2階 入札室 89.24㎡			2階 入札室 89.24㎡		
茨城森林管理署	署入札室 178.87㎡	大子町中央公民館 講堂168.8 ㎡	高萩市松岡公民館 会議室 147 ㎡	署入札室 178.87㎡	大子町中央公民館 講堂168.8㎡ 小会議室19.8㎡	高萩市文化会館 会議室 146㎡ 使用料4704円
日光森林管理署	署 2階会議室 64.59㎡			署 2階会議室 64.59㎡		
塩那森林管理署	署 2階会議室 約72㎡			署 2階会議室 約72㎡		
群馬森林管理署	局4階中会議室 91㎡			局4階中会議室 91㎡		
利根沼田森林管理署	署 1階研修室 86.4㎡			署 1階研修室 86.4㎡		
吾妻森林管理署	署 入札室 121.5㎡			署 入札室 121.5㎡		
東京神奈川森林管理署	1階入札室 159m2			1階入札室 159m2		
埼玉森林管理事務所	所 会議室 40㎡	本強矢整形外科病院 会議室 25m		所 会議室 40㎡	本強矢整形外科病院 会議室 25m	
千葉森林管理事務所	所 入札室 79.50㎡					
山梨森林管理事務所	所 入札室 73㎡			所 入札室 73㎡		
東京事務所	1階会議室 81.39㎡					
森林技術・支援センター	研修・会議室 51.25㎡			研修・会議室 51.25㎡		

関東森林管理局(本局)の組織図及び所掌事務

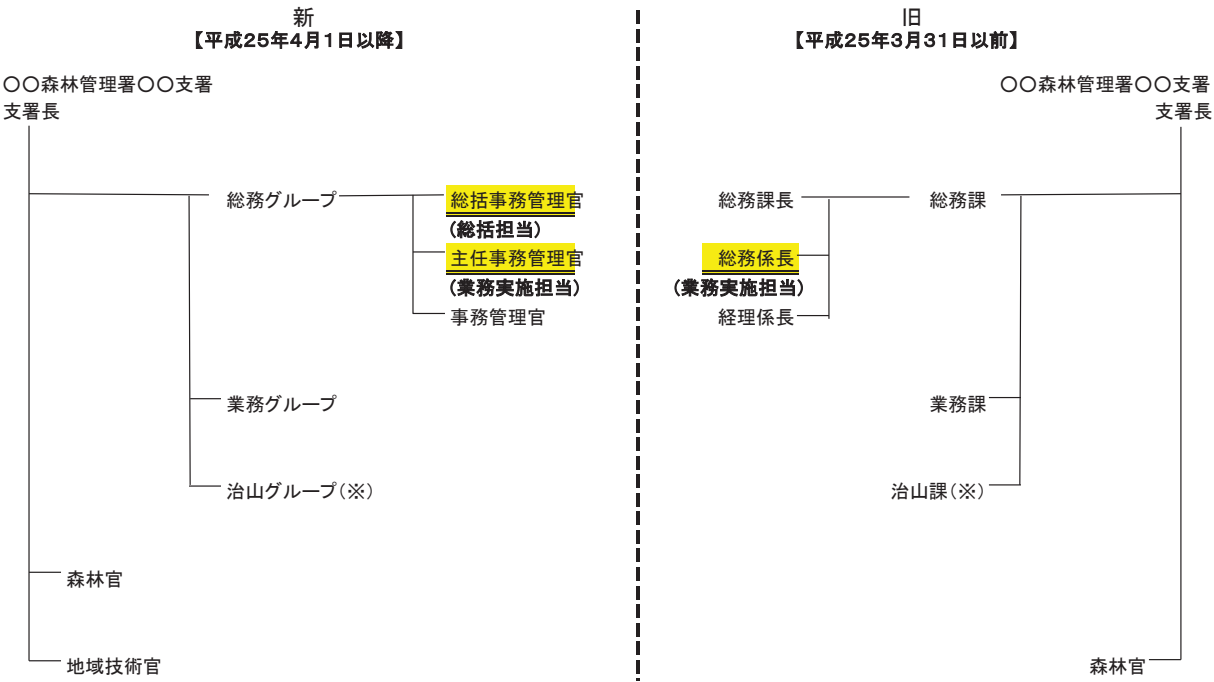


森林管理署の組織図及び所掌事務



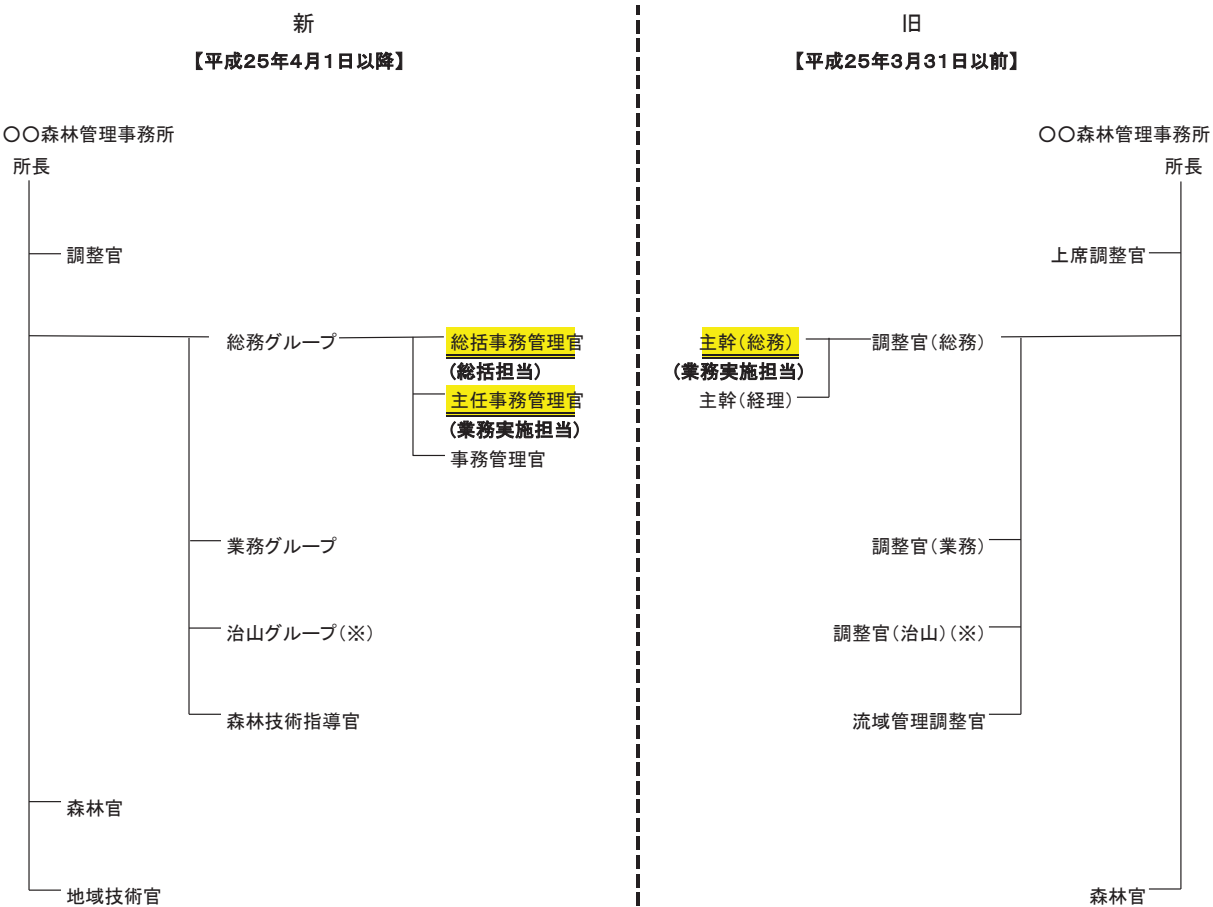
※1 治山課、治山グループは、福島、会津、磐城、日光、塩那、群馬、利根沼田、吾妻、東京神奈川の各森林管理署に設置
※2 地域林政調整官は、福島、日光、群馬、茨城、東京神奈川の各森林管理署に設置

森林管理署支署の組織図及び所掌事務



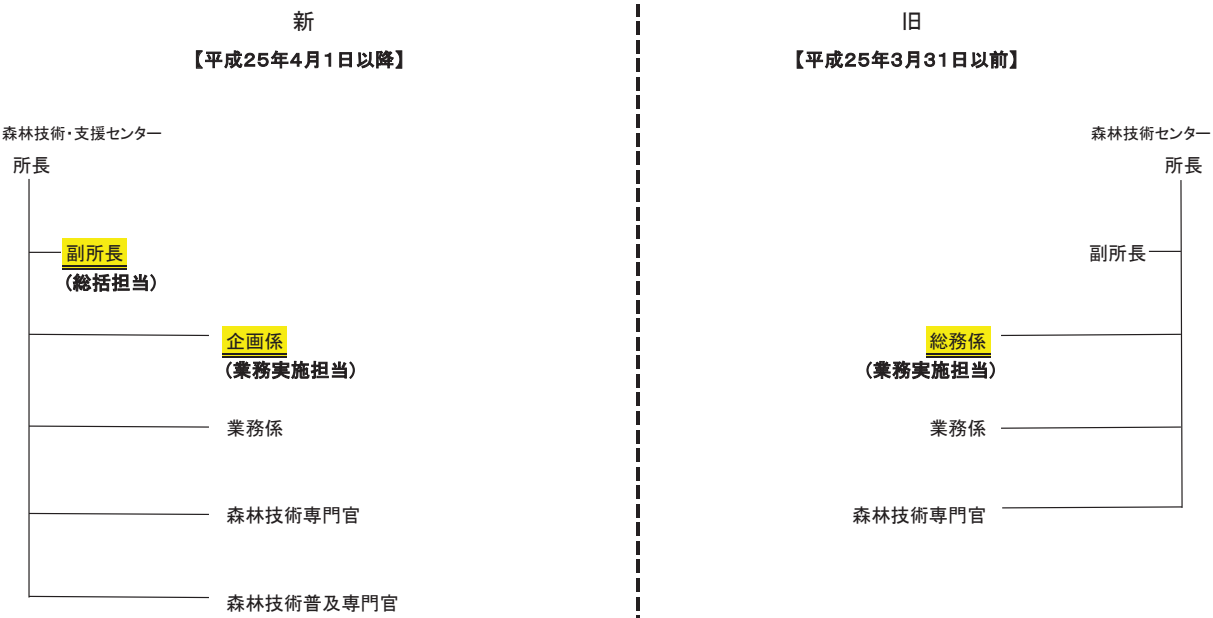
※ 治山課、治山グループは、会津森林管理署南会津支署に設置

森林管理事務所の組織図及び所掌事務

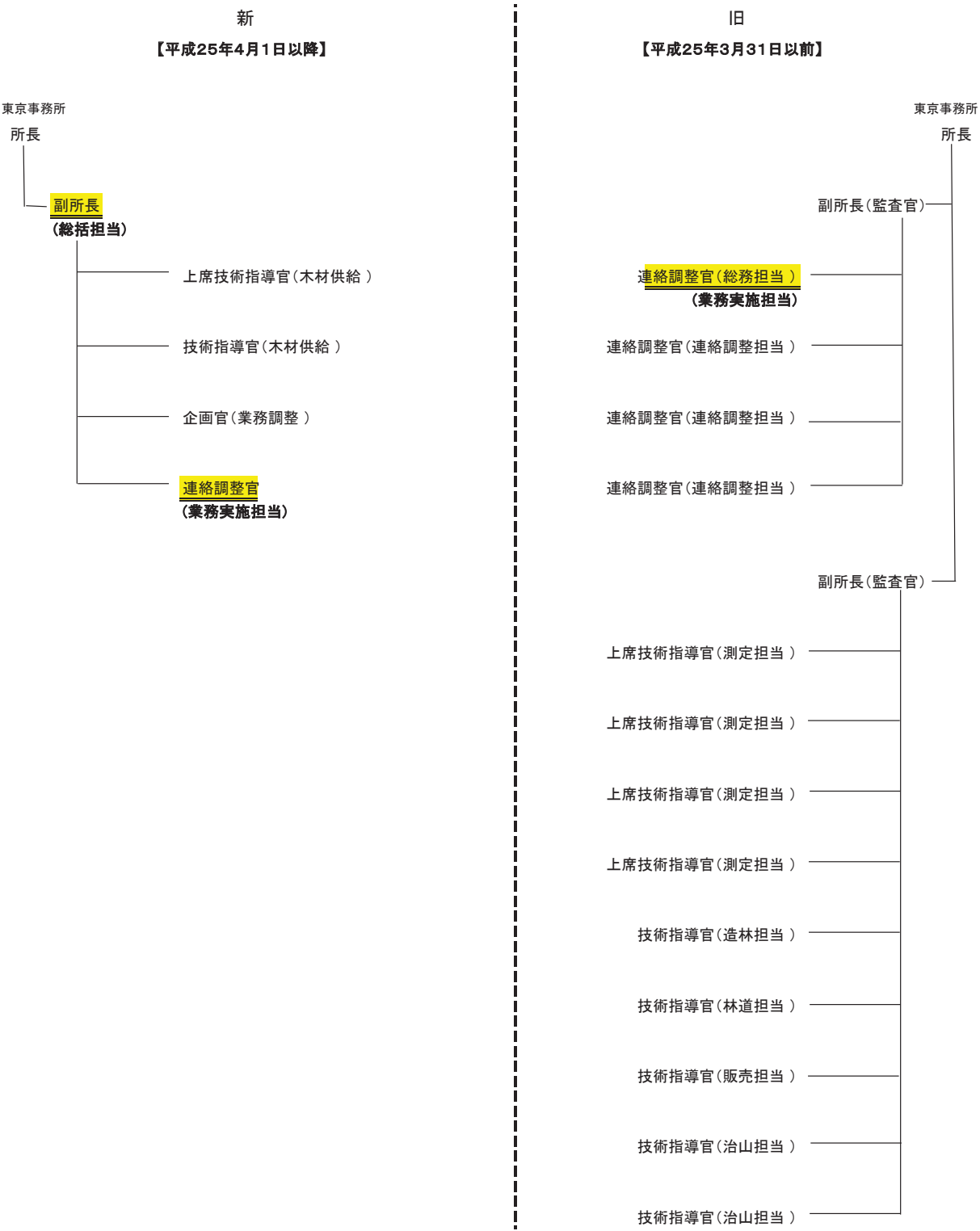


※ 調整官(治山)、治山グループは、山梨森林管理事務所に設置

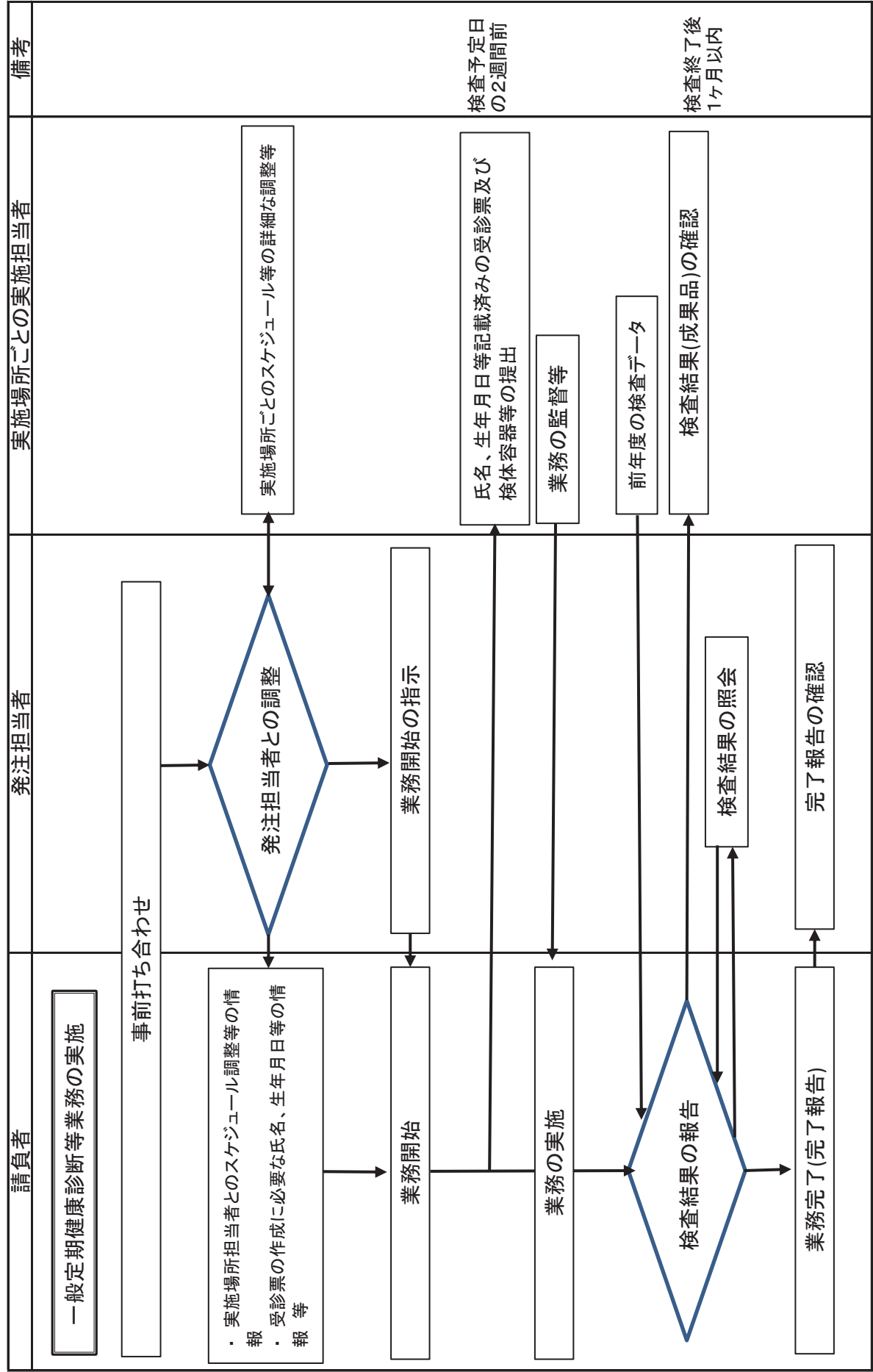
森林技術・支援センターの組織図及び所掌事務



東京事務所の組織図及び所掌事務



従来の実施方法（フロー図）



実施状況調査表 関東森林管理局（本局、〇〇森林管理署、〇〇支署、〇〇所、〇〇センター）（平成〇〇年度報告分）

事業名：一般定期健康診断等業務

（業務内容：一般定期健康診断、特別定期健康診断（春期、秋期）、運動機能検査）

請負者：〇〇〇〇

実施期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

調査者 監督職員 〇〇〇〇、確認者 検査職員 〇〇〇〇

	評価項目	評価	具体的な実施状況	指示事項
（安全・安心の確保）				
1	本業務において使用する機器等の不備等に起因する人身事故又は物損事故が発生していないか。	発生していない 発生している	左の「評価」の根拠、具体的な実施状況を記載する（例：〇〇〇での検査において、健診車両から外へ出る者とこれから検査を受ける者がぶつかる事例が1件発生した（両名とも怪我はなし。）	左の状況を改善するために実施した指示事項を記載する（例：健診車へ呼び入れる者と健診車から降りる者が同時とならないように注意するよう指示し改善を図った。）
2	本業務の不備に起因する問題により、検査開始時間が遅延したり妨げられたり検査が中断したりしていないか。	遅延、中断等はない 遅延、中断等がある		
3	本業務の不備に起因する検査漏れはないか。	検査漏れはない 検査漏れがある		
4	検査時や検査結果、検査データ等を整理する際に、取り違え事故等がないか。	取り違え事故等はない 取り違え事故等がある		
5	検査、診察等において、受診者からプライバシーの配慮等に関する苦情がないか。	苦情はない 苦情がある		
6	事故発生時、受診者の急変時等に救急体制の不備に起因する問題が生じていないか。	問題は生じていない 問題が生じている		
7	本業務の不備に起因する個人情報等の漏洩はないか。	漏洩はない 漏洩がある		
（実行体制の確保）				
1	一般定期健康診断等については、検査スケジュールからの遅延はないか。	遅延はない 遅延がある		
2	検査の待ち時間の状況等進行状況に応じて検査を柔軟に実施し、指定された時間を超えることはないか。	指定時間は超えていない 指定時間を超えている		

注1：実施箇所ごと、春期健診（一般定期健康診断、特別定期健康診断）、秋期健診（特別定期健康診断、運動機能検査）ごとに評価すること。

注2：「評価」欄は、該当項目に○を付すこと。

注3：「具体的な実施状況」欄には、事業の質を確保する上での課題を記載すること。

注4：「指示事項」欄には、請負者への指示内容を記載すること。

注5：業務内容により該当しない項目がある場合は、各欄に＼（斜線）を引くこと。

注6：林野庁への報告に当たっては、請負者から提出された誓約書、提案書、検査内訳書、その他関連の書類等を添付すること。